

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐倉市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

佐倉市長

## 公表日

令和6年2月13日

[平成30年5月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容	<p>当市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の異動届による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。</li> <li>・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額(年税額)を賦課する。</li> <li>・非自発的の失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。</li> <li>・産前産後期間に届出書により、保険税の軽減を行う。</li> <li>・賦課額についての債権管理を行い、納期限までに納税がなければ滞納整理業務を実施する。</li> <li>・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、自己負担割合を再判定し、高齢者受給証を発行する。</li> <li>・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。</li> <li>・被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。</li> </ul> <p>番号法の別表第二に基づいて当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li> </ul>
③対象人数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]      1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満          3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険(資格)システム
②システムの機能	<p>1. 照会 : 世帯・個人の得喪状況、基準日時点の資格状況、証の発行状況、他業務の情報を照会する。</p> <p>2. 異動処理 : 加入・脱退・世帯変更等の各資格異動処理から、被保険者証の発行まで行う。</p> <p>3. 証発行管理 : 被保険者証、限度額適用認定証などの各証の発行を行う。また、発行した証の交付回収履歴の一元管理を行う。</p> <p>4. 前期高齢者判定 : 随時・月次で、前期高齢者判定処理を行う。</p> <p>5. 申請受付 : 限度額適用認定申請等の受付・登録を行う。</p> <p>6. 滞納管理 : 短期被保険者証や資格証明書の対象者の判断のため、滞納者を抽出し、納税相談や納付喚起等の住民とのやり取りを記録する。</p> <p>7. 被保険者証の発行区分選択 : 世帯で最後に出力した証区分を参照し、被保険者証・短期被保険者証・資格証明書の区分を自動で選択する。</p> <p>8. 各種一覧表の出力 : 年齢到達者一覧、住記異動者一覧、課税区分変更世帯一覧、年金異動確認一覧等を出力する。</p> <p>9. 国・都道府県への報告資料の作成 : 事業月報等の集計用データ・帳票を作成する。</p> <p>10. 宛名機能 : 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>11. 庁内連携機能 : 自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等      [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 同一統合パッケージシステム、健康管理システム、サービス検索・電子申請機能 )</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国民健康保険(給付)システム
②システムの機能	<p>1. レセプト管理 : レセプトデータの登録・照会・修正・削除を行う。資格チェック、金額再計算を行う。</p> <p>2. 申請受付 : 高額療養費・療養費・出産育児一時金・葬祭費等の各種申請を受け付ける。</p> <p>3. 照会 : 高額療養費・療養費・出産育児一時金・葬祭費等の各種申請情報や支払状況を照会する。</p> <p>4. 支払 : 口座振替データ(全銀形式)フォーマットでデータを出力する。支払消込、支払日の一括変更を行う。</p> <p>5. 過誤・求償 : 過誤調整を依頼するレセプトの管理や、過誤調整依頼書の出力を行う。また、第三者行為、不当利得の情報を管理する。</p> <p>6. 高額介護合算 : 申請受付や、取り込んだ自己負担額情報の照会・補正を行う。</p> <p>7. 国民健康保険連合会データの取り込み : 国民健康保険連合会からのレセプトデータを取り込み、国民健康保険資格情報と照合してチェックを行う。</p> <p>8. 高額療養費の一括計算 : 高額療養費を請求年月単位で一括計算する。支給対象者については、支給申請案内を出力する。</p> <p>9. 各種帳票の発行 : 医療費通知、支給決定通知書、各種申請書や、未申請者一覧等を発行する。</p> <p>10. 国・都道府県への報告資料の作成 : 事業月報等の集計用データ・帳票を作成する。</p> <p>11. 宛名機能 : 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>12. 庁内連携機能 : 自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等      [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 同一統合パッケージシステム )</p>

システム3	
①システムの名称	国民健康保険(税)システム
②システムの機能	<p>1. 照会 : 国民健康保険世帯の調定情報、算定根拠、更正履歴、特徴処理状況、個人住民税、固定資産税、国民健康保険資格、口座情報の照会を行う。</p> <p>2. 申請受付 : 減免申請などを受け付ける。※減免は、減免額・減免率・期別減免額の3パターン。 減免世帯に対し、更正が発生した場合には対象者をリストアップし、減免額の再確認を行う。</p> <p>3. 賦課資料入力 : 所得・資産等の賦課根拠の情報を入力や、介護2号適用除外情報、被扶養者情報、年少被保険者人数情報の入力を行う。</p> <p>4. 更正決議 : 月次に行う一括更正、入力誤り等に対応するための即時更正を行う。過年度更正においても、一括・即時に対応し、増額と減額を分けて決議する。</p> <p>5. 税(料)額試算 : 架空の資格状況や所得データをもとに、賦課額をシミュレーションする。</p> <p>6. 税(料)率試算 : 指定した総賦課額から適正な率や金額を求め、複数指定した率や金額から総賦課額を求める。 また、国民健康保険中央会の保険料(税)適正算定システム用にデータを切り出す。</p> <p>7. 当初賦課処理計算 : 本算定の当初賦課計算や納付書の作成等、当初賦課に関連する処理を行う。</p> <p>8. 各種帳票の出力 : 賦課準備のための各種調査用一覧表や、総賦課額調定表・異動分調定表・増減調定表等の複数の調定情報の集計表を出力する。</p> <p>9. 国・都道府県への報告資料の作成 : 事業月報等の集計用データ・帳票を作成する。</p> <p>10. 宛名機能 : 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>11. 庁内連携機能 : 自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等                                      [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 同一統合パッケージシステム )</p>
システム4	
①システムの名称	収滞納システム
②システムの機能	<p>1. 収納状況照会 : 宛名・調定・納付・還付等の情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細書等を発行する。</p> <p>2. 消込 : 消込データの入力・取込(OCR・コンビニ等)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。口座振替分については、口座振替データを作成する。設定により、科目ごとの単位で、口座振替データを作成する。</p> <p>3. 還付充当 : 過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、過誤納金等還付(充当)通知書等を発行する。</p> <p>4. 各種統計資料等の作成 : 月報、収入状況一覧表等の集計表・一覧表を作成する。</p> <p>5. 滞納処分 : 督促状、催告書等を作成、発行する。 : 差押、参加差押、交付要求、繰上徴収等の滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報等を管理し、滞納処分調書を発行する。 : 不動産、動産などの公売予定や売却情報などの公売情報を管理し、公売帳票を発行する。 : 納税者との折衝記録、分割納付情報等を管理し、分納計画書や分納用納付書を発行する。 : 執行停止と不納欠損の登録を行う。</p> <p>6. 実態調査・財産調査の記録管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等                                      [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 同一統合パッケージシステム )</p>

システム5	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 団体内統合宛名番号の付番と管理 :各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。</p> <p>2. 符号取得支援・確認 :処理通番の発行依頼を中間サーバに通知し、符号が取得できたか確認を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 :中間サーバへ特定個人情報を登録するために、業務・システムのデータを変換し、中間サーバへ提供情報を通知する。</p> <p>4. 情報照会機能 :各業務・システムに代わって、他団体の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバへ照会情報を通知する。</p> <p>5. 宛名情報照会 :団体内統合宛名番号、個人番号、若しくは基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 同一統合パッケージシステム,健康管理システム,介護保険システム,中間サーバ )</p>
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 :符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 :情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 :情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 :中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 :中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 :特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 :バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等      [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>







5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六條の四において準用する介護保険法第三十六條第一項(同法第四十條第三項において準用する場合を含む。)、第三十八條第一項又は第四十一條第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) : 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 健康保険課、財政部 債権管理課
②所属長の役職名	健康保険課長、債権管理課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険資格ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む。
その必要性	国民健康保険の加入者(資格喪失者を含む)に対して適正な管理を目的とするため、対象者の必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 識別情報: 対象者を正確に特定するために保有</li> <li>■ 連絡先等情報: 対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有</li> <li>■ 業務関係情報</li> <li>・ 地方税関係情報: 非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)、高齢受給者証の交付、基準収入額適用申請の確認、入院時食事療養費標準負担額減額の認定、入院時生活療養標準負担額減額の認定、限度額適用認定証の申請の認定、限度額適用認定証・標準負担額適用認定証の申請の認定、特定疾患対象療養の申請の認定、特定疾病の保険者の認定を行うために保有</li> <li>・ 医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報: 国民健康保険の被保険者の資格取得、喪失等に係る届出の確認を行うために保有</li> <li>・ 雇用・労働関係情報: 非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	市民部 健康保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 市民税課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 医療保険者 厚生労働省 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体等 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 日本年金機構、地方公共団体情報システム機構、千葉県国民健康保険団体連合会 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 同一統合パッケージシステム、サービス検索・電子申請機能 )	
③使用目的 ※	国民健康保険被保険者の異動受付・被保険者証の交付等を行う。	
④使用の主体	使用部署	市民部健康保険課 市民課 各出張所 派出所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受付、窓口負担割合・限度額の判定に使用する。</li> <li>・被保険者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の各証の発行に使用する。</li> <li>・基準収入額適用申請等の受付、窓口負担割合・限度額の再判定に使用する。</li> <li>・非自発的失業者に係る保険税の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)に使用する。</li> <li>・産前産後に係る保険税軽減の届出の確認に使用する。</li> </ul>
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非自発的失業者に係る保険税の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)、産前産後期間に係る保険税軽減の届出、高齢受給者証の交付、基準収入額適用申請の確認、入院時食事療養費標準負担額減額の認定、入院時生活療養標準負担額減額の認定、限度額適用認定証の申請の認定、限度額適用認定証・標準負担額適用認定証の申請の認定、特定疾患対象療養の申請の認定、特定疾病の被保険者の認定を行うために、国民健康保険に加入している者の世帯の所得及び住民税の課税状況を突合する。</li> <li>・非自発的失業者に係る保険税の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため、雇用・労働関係情報を突合する。</li> </ul>
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する ] <input checked="" type="checkbox"/> 委託しない ( ) 5) 件	
委託事項1	申請受付、データ入力及び帳票出力業務	
①委託内容	申請受付、データ入力及び帳票出力	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>	
③委託先名	株式会社エイジェック	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない ] <input checked="" type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項2～5

委託事項2		システムの運用、保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務
①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	あらかじめ市に対して再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で業務の着手前に、書面で提出させ、市が適当と認めた場合に許諾している
	⑥再委託事項	システム運用業務の一部(帳票出力業務、システム運用監視業務)
委託事項3		資格継続業務、高額該当回数の引継ぎに関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		千葉県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑥再委託事項	資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。
委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		千葉県国民健康保険団体連合会
④再委託の有無 ※		[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない



③委託先名		千葉県県国保連合会 (千葉県県国保連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	④再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 再委託する 2) 再委託しない</p> <p>[ 再委託する ]</p>
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の千葉県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、千葉県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
委託事項16～20		



6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>&lt;佐倉市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンターのうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。</li> <li>・サーバへのアクセスは、2要素認証が必要となる。</li> <li>・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内で保管している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
7. 備考	



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 国民健康保険給付ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む。
その必要性	国民健康保険の加入者(資格喪失者を含む)に対して適正な管理を目的とするため、対象者の必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報  [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)  [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 識別情報: 対象者を正確に特定するために保有</li> <li>■ 連絡先等情報: 対象者の給付時点の居住地、世帯情報を把握するために保有</li> <li>■ 業務関係情報</li> <li>・ 地方税関係情報: 高額療養費等の支給のために保有</li> <li>・ 医療保険関係情報: 高額療養費等の支給、出産育児一時金の給付又は葬祭費の給付等に係る届出の確認のために保有</li> <li>・ 介護・高齢者福祉関係情報: 療養費等の支給のために保有</li> <li>・ 児童福祉・子育て関係情報、障害者福祉関係情報: 他保険制度を確認し、重複給付排除の調整を行うために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	市民部 健康保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 市民税課 介護保険課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 医療保険者、デジタル庁 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体等 後期高齢者医療医療広域連合 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 地方公共団体情報システム機構、千葉県国民健康保険団体連合会 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 同一統合パッケージシステム 介護保険システム )	
③使用目的 ※	高額療養費 出産育児一時金 葬祭費等の給付を行う。	
④使用の主体	使用部署	市民部 健康保険課 市民課 各出張所、派出所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給に使用する。</li> <li>・高額療養費、高額介護合算療養費の支給に使用する。</li> <li>・出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付に使用する。</li> </ul>
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院時食事療養費標準負担額減額、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給、高額療養費、高額介護合算療養費の支給のため、被保険者情報と地方税関係情報を突合する。</li> <li>・高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付に係る届出の確認のため、被保険者情報と医療保険関係情報を突合する。</li> <li>・高額介護合算療養費の支給のため、介護・高齢者福祉関係情報を突合する。</li> </ul>
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する ] <input type="checkbox"/> 委託しない ( 3 ) 件 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 委託する</li> <li>2) 委託しない</li> </ul>	
委託事項1	申請受付業務	
①委託内容	申請受付業務	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>	
③委託先名	株式会社エイジェック	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない ] <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 再委託する</li> <li>2) 再委託しない</li> </ul>
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項2～5		
<b>委託事項2</b>		
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	あらかじめ市に対して再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で業務の着手前に、書面で提出させ、市が適当と認めた場合に許諾している
	⑥再委託事項	システム運用業務の一部(帳票出力業務、システム運用監視業務)
<b>委託事項3</b>		
①委託内容	資格継続業務、高額該当回数の引継ぎに関する市町村保険者事務共同処理業務 ・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	千葉県国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑥再委託事項	資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。
<b>委託事項4</b>		
①委託内容	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	
②委託先における取扱者数	[ ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	千葉県国保連合会 (千葉県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	
④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	

再委託	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の千葉県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、千葉県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 22 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 5 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者等(別紙1参照)
①法令上の根拠	別紙1提供先一覧に記載
②提供先における用途	別紙1提供先一覧に記載
③提供する情報	別紙1提供先一覧に記載
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	別紙1提供先一覧に記載
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 別紙1提供先一覧に記載 )
⑦時期・頻度	別紙1提供先一覧に記載
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	番号法第9条第1項別表第一に定める事務の所管課等(別紙2参照)
①法令上の根拠	別紙2移転先一覧に記載
②移転先における用途	別紙2移転先一覧に記載
③移転する情報	別紙2移転先一覧に記載
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別紙2移転先一覧に記載
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 別紙2移転先一覧に記載 )
⑦時期・頻度	別紙2移転先一覧に記載
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>&lt;佐倉市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンターのうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。</li> <li>・サーバへのアクセスは、2要素認証が必要となる。</li> <li>・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内で保管している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> </li> <li>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</li> </ul>
7. 備考	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 国民健康保険税賦課ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む。
その必要性	国民健康保険の加入者(資格喪失者を含む)に対して適正な管理を目的とするため、対象者の必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報  [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)  [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 識別情報: 対象者を正確に特定するために保有</li> <li>■ 連絡先等情報: 対象者の賦課時点の居住地、世帯情報を把握するために保有</li> <li>■ 業務関係情報  <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税関係情報: 税額を算出し、これに基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有、国庫補助金等を算定するために保有</li> <li>・医療保険関係情報・生活保護・社会福祉関係情報: 国民健康保険税の税額を算出するために保有</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報: 障害者支援施設等に入所又は入院中の者に関する届出の確認のために保有</li> <li>・雇用・労働関係情報: 非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減のため保有</li> <li>・年金関係情報: 年金からの特別徴収のため保有</li> <li>・災害関係情報: 国民健康保険税の減免のため保有</li> </ul> </li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	市民部 健康保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 市民税課 介護保険課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 公的年金等支払者 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体等 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 地方公共団体情報システム機構 公的年金等支払者 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 同一統合パッケージシステム、介護保険システム )	
③使用目的 ※	国民健康保険税の適正な賦課業務、納付書の作成に関する事務のため	
④使用の主体	使用部署	市民部 健康保険課
	使用者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税額(基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合算)の計算、賦課に使用する。</li> <li>・納付書の作成に使用する。</li> </ul>
	情報の突合	・国民健康保険税の税額を計算するため、被保険者情報と地方税関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合する
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	システムの運用 保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	あらかじめ市に対して再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で業務の着手前に、書面で提出させ、市が適当と認めた場合に許諾している
	⑥再委託事項	システム運用業務の一部(帳票出力業務、システム運用監視業務)
委託事項2～5		



<b>委託事項6～10</b>	
<b>委託事項11～15</b>	
<b>委託事項16～20</b>	
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>	
提供・移転の有無	<input type="radio"/> 提供を行っている ( 17 ) 件 <input checked="" type="radio"/> 移転を行っている ( 3 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
<b>提供先1</b>	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者等(別紙1参照)
①法令上の根拠	別紙1提供先一覧に記載
②提供先における用途	別紙1提供先一覧に記載
③提供する情報	別紙1提供先一覧に記載
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	別紙1提供先一覧に記載
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 <input checked="" type="radio"/> その他 ( 別紙1提供先一覧に記載 )
⑦時期・頻度	別紙1提供先一覧に記載
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	
<b>移転先1</b>	番号法第9条第1項別表第一に定める事務の所管課等(別紙2参照)
①法令上の根拠	別紙2移転先一覧に記載
②移転先における用途	別紙2移転先一覧に記載
③移転する情報	別紙2移転先一覧に記載
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(4) 国民健康保険税収滞納ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む。
その必要性	賦課額情報に基づいた納税義務者に対する収納業務、納期限までに納税がない場合の滞納整理業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報  [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)  [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 識別情報: 対象者を正確に特定するために保有</li> <li>■ 連絡先等情報: 対象者の収滞納期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有</li> <li>■ 業務関係情報  ・地方税関係情報: 対象者に対し納付書、納税証明書等を発行するために保有</li> <li>・年金関係情報: 徴収、還付・充当業務を行うために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	佐倉市 財政部 債権管理課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (健康保険課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (給与等第三債務者としての行政機関等、デジタル庁 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体等 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (金融機関等 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (同一統合パッケージシステム )	
③使用目的 ※	収滞納に関する事務を行うため	
④使用の主体	使用部署	財政部 債権管理課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	<p>1. 収納状況照会 :宛名・調定・納付・還付等の情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細書等を発行する。</p> <p>2. 消込 :消込データの入力・取込(OCR・コンビニ等)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。口座振替分については、口座振替データを作成する。設定により、科目ごとの単位で、口座振替データを作成する。</p> <p>3. 還付充当 :過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、過誤納金等還付(充当)通知書等を発行する。</p> <p>4. 各種統計資料などの作成 :月報、収入状況一覧表等の集計表・一覧表を作成する。</p> <p>5. 滞納処分 :督促状、催告書などを作成、発行する。 :差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報等を管理し、滞納処分調書を発行する。 :不動産、動産などの公売予定や売却情報などの公売情報を管理し、公売帳票を発行する。 :納税者との折衝記録、分割納付情報等を管理し、分納計画書や分納用納付書を発行する。 :執行停止と不納欠損の登録を行う。</p> <p>6. 実態調査・財産調査の記録管理を行う</p>	
	情報の突合	国民健康保険税賦課情報と収滞納情報を突合して還付、督促等のデータを作成する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	あらかじめ市に対して再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で業務の着手前に、書面で提出させ、市が適当と認めた場合に許諾している
	⑥再委託事項	システム運用業務の一部(帳票出力業務、システム運用監視業務)
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
①委託内容	国民健康保険税口座データ入力業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 プラムシックス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	あらかじめ市に対して再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で業務の着手前に、書面で提出させ、市が適当と認めた場合に許諾している
	⑥再委託事項	データ入力等業務の一部
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ○ ] 移転を行っている ( 5 ) 件 [ ] 行っていない	
<b>提供先1</b>		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		

④提供する情報の対象となる本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度		
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1	番号法第9条第1項別表第一に定める事務の所管課等(別紙2参照)	
①法令上の根拠	別紙2移転先一覧に記載	
②移転先における用途	別紙2移転先一覧に記載	
③移転する情報	別紙2移転先一覧に記載	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別紙2移転先一覧に記載	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 別紙2移転先一覧に記載 )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	別紙2移転先一覧に記載	
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	<佐倉市における措置> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンターのうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・サーバへのアクセスは、2要素認証が必要となる。 ・届出書等も保管年限内は、キャビネット内で保管している。 ・退出時に執務室の施錠を行っており、外部の者が入室できないようにしている。  <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。	

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。  
・日本国内でのデータ保管を条件としていること。  
②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 国民健康保険資格ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.保険証番号、39.CPU連番、40.国保資格区分、41.国保履歴番号、42.初期登録業務日時、43.更新業務日時、44.更新システム日時、45.更新コンピュータ名、46.更新ユーザID、47.国保有効フラグ、48.決裁状態、49.旧自治体コード、50.文字列型予備項目1、51.保険証番号内連番、52.取得事由国保異動事由、53.取得国保異動区分、54.取得異動年月日、55.取得届出年月日、56.取得時効年月日、57.喪失事由国保異動事由、58.喪失国保異動区分、59.喪失異動年月日、60.喪失届出年月日、61.喪失時効年月日、62.続柄コード、63.記載順位、64.次CPU連番、65.前CPU連番、66.国保世帯最新フラグ、67.国保個人最新フラグ、68.抹消フラグ、69.旧保険証番号、70.保険証番号結合処理年月日、71.保険証番号結合コンピュータ名、72.保険証番号結合ユーザ名、73.旧個人番号、74.個人番号結合処理年月日、75.個人番号結合コンピュータ名、76.個人番号結合ユーザ名、77.取得旧被扶養者区分、78.喪失旧被扶養者区分、79.給付開始年月日、80.区コード、81.国保異動事由、82.国保異動区分、83.世帯主開始年月日、84.世帯主開始届出年月日、85.世帯主終了年月日、86.世帯主終了届出年月日、87.世帯主世帯区分、88.世帯開始年月日、89.世帯終了年月日、90.証区分、91.最新フラグ、92.交付ユーザID、93.交付年月日、94.設定有効年月日、95.回収ユーザID、96.回収年月日、97.保険証最新フラグ、98.保険証形態区分、99.保険証種別区分、100.一般退職区分、101.学遠区分、102.発行年月日、103.交付氏名カナ、104.交付氏名漢字、105.保険証交付理由区分、106.保険証交付方法区分、107.保険証回収方法区分、108.高齢者証有無フラグ、109.高齢者最新フラグ、110.高齢者国保履歴番号、111.高齢者判定連番、112.高齢者負担区分、113.負担割合、114.高齢者発効期年月日、115.高齢者年齢到達年月日、116.減額認定申請最新フラグ、117.減額認定申請国保履歴番号、118.減額認定申請発効期日、119.減額認定申請適用区分コード、120.マル長該当年月日、121.マル長非該当年月日、122.特定疾病最新フラグ、123.特定疾病交付区分、124.特定疾病認定区分、125.特定疾病自己負担限度額、126.特定疾病発行期日、127.申請履歴番号、128.発行履歴国保元、129.短期証種別区分、130.交付世帯主氏名カナ、131.交付世帯主氏名漢字、132.氏名カナ変更フラグ、133.氏名漢字変更フラグ、134.世帯主氏名カナ変更フラグ、135.世帯主氏名漢字変更フラグ、136.退職該当退職異動事由区分、137.退職該当異動年月日、138.退職該当届出年月日、139.退職該当時効年月日、140.退職非該当退職異動事由区分、141.退職非該当異動年月日、142.退職非該当届出年月日、143.退職非該当時効年月日、144.本扶区分、145.国保年金名称コード、146.国保年金種別コード、147.年金取得年月日、148.国保扶養事由区分、149.扶養開始年月日、150.本人の個人番号、151.本人との続柄コード、152.準資格該当準資格区分、153.準資格施設区分、154.準資格該当異動年月日、155.準資格該当届出年月日、156.準資格非該当準資格区分、157.準資格非該当異動年月日、158.準資格非該当届出年月日、159.準資格非該当予定年月日、160.施設名称漢字、161.対象年度、162.判定連番、163.判定負担区分、164.前回負担区分、165.途中変更負担区分、166.途中変更適用年月日、167.判定事由コード、168.判定事由該当年月日、169.適用年月日、170.国保再判定区分、171.一定以上所得区分コード、172.低所得区分コード、173.申請区分コード、174.申請年月日、175.住民税非課税該当コード、176.世帯非課税区分コード、177.低所得用合計所得額、178.世帯内最高所得額、179.高齢者老人該当人数、180.高齢者老人判定所得額、181.資料区分、182.市町村均等割額、183.端数切捨済市町村所得割額、184.課税所得金額、185.課税非課税区分コード、186.所得データ区分、187.所得データ取込年月日、188.所得取込み区分、189.入力年月日、190.世帯負担区分、191.前回世帯負担区分、192.世帯未申告区分、193.高齢者老人判定収入額、194.老人区分、195.高齢者到達予定フラグ、196.被保険者数16歳未満、197.被保険者数19歳未満、198.住民税課税所得金額、199.旧ただし書き所得不明フラグ、200.旧ただし書き所得、201.高齢者旧ただし書き所得合計、202.旧ただし書き所得判定適用フラグ、203.負担区分01、204.負担区分02、205.負担区分03、206.負担区分04、207.負担区分05、208.負担区分06、209.負担区分07、210.負担区分08、211.負担区分09、212.負担区分10、213.負担区分11、214.負担区分12、215.処理年月日、216.発効期年月日、217.非該当年月日、218.離職年月日、219.離職理由区分、220.備考、221.社保異動年月日、222.社保保険証交付年月日、223.保険者番号、224.保険者名称、225.住所、226.電話番号、227.郵便番号、228.事業所名、229.社保記号、230.社保番号、231.社保被保険者氏名漢字、232.国保異動年月日、233.国保届出年月日、234.国保保険者国保備考欄、235.処理フラグ、236.員番、237.特例開始事由区分、238.特例開始年月日、239.特例開始届出年月日、240.特例終了事由区分、241.特例終了年月日、242.特例終了届出年月日、243.介護2号適用除外国保備考欄、244.特例施設区分、245.課税区分01、246.課税区分02、247.課税区分03、248.課税区分04、249.課税区分05、250.課税区分06、251.課税区分07、252.課税区分08、253.課税区分09、254.課税区分10、255.課税区分11、256.課税区分12、257.該当終了年月日、258.長期入院該当年月日、259.高齢者該当非該当フラグ、260.国保認定申請国保備考欄、261.該当年月日、262.世帯主個人番号、263.入力区分、264.氏名漢字、265.氏名カナ、266.年齢、267.性別名称、268.退職者フラグ、269.住民区分、270.存在フラグ、271.世帯区分、272.世帯番号、273.世帯主氏名漢字、274.県市名漢字、275.現住所地方書、276.現住所郵便番号、277.前住所コード、278.前住所地方書、279.前住所郵便番号、280.発行日、281.発行フラグ、282.連番、283.役場郵便番号、284.自治体住所、285.自治体住所番、286.郡名、287.市町村名称、288.当方郵便番号、289.当方住所、290.当方電話番号、291.当方内線番号、292.当方市町村名称、293.当方課名、294.取込連番、295.初回取込連番、296.発行区分コード、297.給付差止コード、298.完納国保データフラグ、299.処分基準賦課年度、300.処分基準対象年度、301.処分基準国保期別、302.処分基準通知書番号、303.処分基準納付期限、304.処分基準期別税額、305.処分基準期別収納額、306.予定有効年月日、307.発行済保険証種別区分、308.高校生以下人数、309.執行停止区分、310.国保申請対象区分コード、311.国保弁明書文章、312.受付ユーザID、313.承認種別、314.承認年月日、315.承認期間開始年月日、316.承認期間終了年月日、317.承認ユーザID、318.弁明書国保備考欄、319.相談年月日、320.相談者氏名漢字、321.相談者続柄コード、322.国保相談内容文章、323.国保連絡区分、324.相談ユーザID、325.国保納税相談文章、326.適用除外区分、327.医療受給開始年月日、328.医療受給終了年月日、329.国保適用除外文章、330.特事区分、331.申請内容文章、332.国保特別の事情文章、333.通知書種別区分、334.開始届出年月日、335.終了年月日、336.終了届出年月日、337.履歴番号、338.サマ履歴番号、339.有効フラグ、340.履歴判定、341.徴収区分、342.決議年月日、343.住民税異動区分コード、344.異動年月日、345.住民税整理番号、346.賦課資料区分コード、347.書式区分、348.無職無収入コード、349.均等割区分、350.均等割パターン番号、351.営業所得額、352.農業所得額、353.その他事業所得額、354.不動産所得額、355.利子所得額、356.配当所得フラグ、357.配当所得額、358.株式配当所得額、359.公募外貨配当所得額、360.公募他配当所得額、361.その他配当所得額、362.所得税配当所得額、363.所得税株式配当所得額、364.所得税公募外貨配当所得額、365.所得税公募他配当所得額、366.所得税その他配当所得額、367.給与所得額、368.主たる給与支払額、369.従たる給与支払額、370.給与支払額内数専従者給与額、371.特定支出控除額、372.雑所得額、373.公的年金支払額、374.年金雑所得額、375.その他雑所得額、376.総合譲渡短期所得額、377.総合譲渡短期差引額、378.総合譲渡長期所得額、379.総合譲渡長期差引額、380.総合譲渡分特別控除額、381.総合譲渡特別設定フラグ、382.総合譲渡逆算フラグ、383.一時所得額、384.一時差引額、385.総合一時所得額、386.短期一般所得額、387.短期一般差引額、388.短期一般特別控除額、389.短期軽減所得額、390.短期軽減差引額、391.短期軽減特別控除額、392.長期一般所得額、393.長期一般差引額、394.長期一般特別控除額、395.長期特定所得額、396.長期特定差引額、397.長期特定特別控除額、398.長期軽減所得額、399.長期軽減差引額、400.長期軽減特別控除額、401.長期特別所得額、402.長期特別差引額、403.長期特別特別



控除額、404.土地等雑所得額、405.超短期所得額、406.株式譲渡所得額、407.株式譲渡一般分所得額、408.株式譲渡新規公開分所得額、409.株式譲渡特別控除額、410.商品先物取引所得額、411.山林所得額、412.山林特別控除額、413.退職所得額、414.退職所得控除額、415.退職支払額、416.市町村源泉退職所得割額、417.都道府県源泉退職所得割額、418.勤続年数、419.就職年月日、420.退職年月日、421.総合退職所得額、422.総合退職所得控除額、423.特例適用条文1、424.特例適用条文2、425.特例適用条文3、426.変動所得額、427.前年変動所得額、428.前々年変動所得額、429.臨時所得額、430.平均課税対象金額、431.免税所得額、432.肉用牛売却価格、433.肉用牛免税対象所得額、434.肉用牛免税対象外所得額、435.非課税所得額、436.申告0円所得区分01、437.申告0円所得区分02、438.申告0円所得区分03、439.申告0円所得区分04、440.申告0円所得区分05、441.申告0円所得区分06、442.申告0円所得区分07、443.申告0円所得区分08、444.申告0円所得区分09、445.申告0円所得区分10、446.最高所得区分、447.総所得金額、448.合計所得金額、449.総所得金額等、450.所得税総所得金額、451.所得税合計所得金額、452.所得税総所得金額等、453.総合所得損通所得額、454.総合短期損通所得額、455.総合長期損通所得額、456.短期一般損通所得額、457.短期軽減損通所得額、458.長期一般損通所得額、459.長期特定損通所得額、460.長期軽減損通所得額、461.長期特別損通所得額、462.土地等雑損通所得額、463.超短期損通所得額、464.山林損通所得額、465.株式譲渡損通所得額、466.商品先物取引損通所得額、467.退職損通所得額、468.所得税総所得損通所得額、469.所得税総合短期損通所得額、470.所得税総合長期損通所得額、471.所得税短期一般損通所得額、472.所得税短期軽減損通所得額、473.所得税長期一般損通所得額、474.所得税長期特定損通所得額、475.所得税長期軽減損通所得額、476.所得税長期特別損通所得額、477.所得税土地等雑損通所得額、478.所得税超短期損通所得額、479.所得税株式譲渡損通所得額、480.所得税商品先物取引損通所得額、481.所得税山林損通所得額、482.所得税退職損通所得額、483.雑損控除額、484.医療費控除額、485.社会保険料控除額、486.小規模共済控除額、487.生命保険料控除額、488.所得税生命保険料控除額、489.生命保険料支払額、490.個人年金保険料支払額、491.損害保険料控除額、492.所得税損害保険料控除額、493.損害保険料支払額、494.長期損害保険料支払額、495.寄付控除額、496.寄付控除額、497.所得税寄付金控除額、498.合計控除額、499.所得税合計控除額、500.控対象該当コード、501.配偶者区分、502.配偶有無区分、503.配偶者特別控除額、504.所得税配偶者特別控除額、505.配偶者合計所得金額、506.扶養一般該当人数、507.扶養年少該当人数、508.扶養特定該当人数、509.扶養老人該当人数、510.扶養同居老人該当人数、511.扶養特障該当人数、512.扶養同居特障該当人数、513.扶養普障該当人数、514.未成年該当コード、515.老年者該当コード、516.寡婦該当コード、517.障害者該当コード、518.勤労学生該当コード、519.住民税申告区分、520.本専区分、521.配専区分、522.青色専従該当人数、523.白色専従該当人数、524.専従者控除額、525.繰越損失額、526.純損失額、527.譲渡繰越損失額、528.雑損失額、529.特定株式損失額、530.当年純損失額、531.当年譲渡繰越損失額、532.当年雑損失額、533.当年特定株式損失額、534.前純損失額、535.前譲渡繰越損失額、536.前雑損失額、537.前特定株式損失額、538.前々純損失額、539.前々譲渡繰越損失額、540.前々雑損失額、541.前々特定株式損失額、542.所得税総所得課税額、543.所得税短期一般課税額、544.所得税短期軽減課税額、545.所得税長期一般課税額、546.所得税長期特定課税額、547.所得税長期軽減課税額、548.所得税長期特別課税額、549.所得税土地等雑課税額、550.所得税超短期課税額、551.所得税株式課税額、552.所得税商品先物取引課税額、553.所得税山林課税額、554.所得税退職課税額、555.総所得所得税額、556.短期一般所得税額、557.短期軽減所得税額、558.長期一般所得税額、559.長期特定所得税額、560.長期軽減所得税額、561.長期特別所得税額、562.土地等雑所得税額、563.超短期所得税額、564.株式所得税額、565.商品先物取引所得税額、566.山林所得税額、567.退職所得税額、568.所得税配当控除額、569.住宅借入金特別控除額、570.その他特別控除額、571.定率控除前所得税額、572.所得税災害減免額、573.所得税外国税額控除額、574.所得税特別減税額、575.所得税定率控除額、576.定率控除後所得税額、577.所得税額、578.所得税額チェック、579.総合所得課税額、580.短期一般課税額、581.短期軽減課税額、582.長期一般課税額、583.長期特定課税額、584.長期軽減課税額、585.長期特別課税額、586.土地等雑課税額、587.超短期課税額、588.株式課税額、589.商品先物取引課税額、590.山林課税額、591.退職課税額、592.市町村総所得所得割額、593.市町村短期一般所得割額、594.市町村短期軽減所得割額、595.市町村長期一般所得割額、596.市町村長期特定所得割額、597.市町村長期軽減所得割額、598.市町村長期特別所得割額、599.市町村土地等雑所得割額、600.市町村超短期所得割額、601.市町村株式所得割額、602.市町村商品先物取引所得割額、603.市町村山林所得割額、604.市町村退職所得割額、605.市町村算出所得割額、606.市町村配当控除額、607.市町村外国税額控除額、608.市町村調整額、609.市町村特別減税額、610.市町村定率控除額、611.市町村免税額、612.市町村所得割額、613.市町村端数切捨所得割額、614.市町村特別減税前所得割額、615.市町村定率控除前所得割額、616.市町村民税額、617.都道府県総所得所得割額、618.都道府県短期一般所得割額、619.都道府県短期軽減所得割額、620.都道府県長期一般所得割額、621.都道府県長期特定所得割額、622.都道府県長期軽減所得割額、623.都道府県長期特別所得割額、624.都道府県土地等雑所得割額、625.都道府県超短期所得割額、626.都道府県株式所得割額、627.都道府県商品先物取引所得割額、628.都道府県山林所得割額、629.都道府県退職所得割額、630.都道府県算出所得割額、631.都道府県配当控除額、632.都道府県外国税額控除額、633.都道府県調整額、634.都道府県特別減税額、635.都道府県定率控除額、636.都道府県免税額、637.都道府県所得割額、638.都道府県端数切捨所得割額、639.都道府県特別減税前所得割額、640.都道府県定率控除前所得割額、641.都道府県均等割額、642.都道府県民税額、643.所得割非課税額、644.均等割非課税額、645.年税額、646.市町村所得割減免額、647.市町村均等割減免額、648.都道府県所得割減免額、649.都道府県均等割減免額、650.予備金額1、651.予備金額2、652.予備金額3、653.予備金額4、654.予備金額5、655.予備項目1、656.予備項目2、657.予備項目3、658.予備項目4、659.予備項目5、660.株式譲渡上場所得額、661.所得税株式譲渡上場所得額、662.所得税株式譲渡所得額、663.株式譲渡額、664.株式譲渡上場損通所得額、665.所得税株式譲渡上場損通所得額、666.株式上場課税額、667.所得税株式上場課税額、668.肉牛軽減課税額、669.市町村株式上場所得割額、670.都道府県株式上場所得割額、671.市町村肉牛軽減所得割額、672.都道府県肉牛軽減所得割額、673.株式上場所得税額、674.肉牛軽減所得税額、675.株式含む合計所得金額、676.先物取引損失額、677.当年先物取引損失額、678.前年先物取引損失額、679.前々先物取引損失額、680.配当控除額、681.株式譲渡割控除額、682.市町村定率控除後所得割額、683.都道府県定率控除後所得割額、684.控除超過額、685.居住用特定譲渡所得額、686.居住用特定損失額、687.市町村株式譲渡配当割控除額、688.都道府県株式譲渡配当割控除額、689.市町村65歳以上の特例控除額、690.都道府県65歳以上の特例控除額、691.市町村調整控除額、692.都道府県調整控除額、693.市町村控除不足額、694.都道府県控除不足額、695.市町村内充当額、696.都道府県内充当額、697.市町村外充当額、698.都道府県外充当額、699.標準税率市町村総所得、700.標準税率市町村山林、701.標準税率市町村退職、702.標準税率市町村算出所得割、703.標準税率市町村調整額、704.標準税率定率控除前市町村所得割、705.標準税率定率控除後市町村所得割額、706.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、707.標準税率市町村所得割、708.標準税率市町村所得割端数切捨、709.標準税率市町村均等割、710.標準税率都道府県総所得、711.標準税率都道府県山林、712.標準税率都道府県退職、713.標準税率都道府県算出所得割、714.標準税率都道府県調整額、715.標準税率定率控除前都道府県所得割、716.標準税率定率控除後都道府県所得割額、717.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、718.標準税率都道府県所得割、719.標準税率都道府県所得割端数切捨、720.標準税率都道府県均等割、721.政党等寄付金特別控除額、722.耐震改修特別控除額、723.住宅借入金特別控除可能額、724.市町村住宅借入金特別控除可能額、725.都道府県住宅借入金特別控除可能額、726.市町村税源移譲減額、727.都道府県税源移譲減額、728.標準税率市町村税源移譲減額、729.標準税率都道府県税源移譲減額、730.国税更正日、731.入力部署名、732.優先区分、733.繰越損失軽減純損失額、734.繰越損失軽減譲渡損失額、735.推定所得額、736.控対象扶養合計人数、737.老配老人扶養合計人数、738.所得合計額、739.分離配当所得額、740.株式配当損失額、741.分離配当課税額、742.山林純損失額、743.種別コード、744.コード区分、745.コードソート順、746.桁数、747.コード項目名、748.コード略称、749.項目説明、750.証区分2、751.有効期限、752.回収日、753.保険証回収事由、754.文字列型予備項目2、755.文字列型予備項目3、756.文字列型

750.証書力2、751.有効期限、752.届出日、753.保険証回収事由、754.入字列予備項目4、755.入字列予備項目5、756.入字列予備項目6、757.文字列型予備項目5、758.異動届出日、759.異動事由、760.施設入所区分、761.住居地保険者番号、762.原爆区分、763.タータ区分コード、764.集約被保険者記号、765.集約保険証番号、766.宛名番号12、767.市町村被保険者ID、768.行政区保険者番号、769.旧保険者変更日西暦、770.旧保険者番号、771.集約旧保険証記号、772.集約旧保険証番号、773.旧世帯番号、774.旧宛名番号12、775.旧番号有効日、776.旧個人番号有効日、777.旧行政区保険者番号、778.集約氏名カナ、779.連合会氏名漢字50、780.通称名カナ40N、781.通称名漢字40、782.本名通称名区分コード01、783.文字数未登録外字有無フラグ1、784.文字数未登録外字有無フラグ2、785.文字数未登録外字有無フラグ3、786.文字数未登録外字有無フラグ4、787.性別、788.続柄、789.発送用氏名カナ、790.発送用氏名漢字50、791.文字数未登録外字有無フラグ5、792.文字数未登録外字有無フラグ6、793.連合会郵便番号2、794.連合会住所名2、795.連合会番地2、796.連合会方書2、797.連合会電話番号2、798.文字数未登録外字有無フラグ7、799.文字数未登録外字有無フラグ8、800.住基転入前コード、801.住基転出先コード、802.住登外フラグ、803.性別抑止フラグ、804.送付物抑止フラグ、805.枝番、806.被保険者証記号券面、807.被保険者証番号券面、808.氏名漢字券面、809.氏名カナ券面、810.氏名漢字その他、811.氏名カナその他、812.文字数未登録外字有無フラグ9、813.文字数未登録外字有無フラグ10、814.文字数未登録外字有無フラグ11、815.文字数未登録外字有無フラグ12、816.性別裏面フラグ、817.自己情報提供不可フラグ、818.限度額適用区分、819.自己負担限度額5、820.特定疾病認定疾病名コード、821.減免等証明書証明区分、822.減免等証明書割合、823.減免等証明書開始年月日、824.減免等証明書終了年月日、825.一部負担金割合、826.適用開始届出日、827.適用開始年月日、828.適用開始事由、829.適用終了届出日、830.適用終了年月日、831.適用終了事由、832.適用変更届出日、833.適用変更年月日、834.適用変更事由、835.国保資格取得届出日、836.国保資格取得年月日、837.国保資格取得事由、838.国保資格喪失届出日、839.国保資格喪失年月日、840.国保資格喪失事由、841.保険証回収日、842.給付終了年月日、843.制度コード、844.退職本人、845.本人との続柄、846.異動届出年月日、847.世帯主宛名番号12、848.世帯主区分、849.旧世帯主個人番号、850.作成年月日、851.送付年月日、852.連合会タータ区分、853.連合会郵便番号、854.連合会住所名、855.連合会番地、856.連合会方書、857.連合会電話番号、858.発送用世帯主氏名カナ、859.発送用世帯主氏名漢字50、860.地区別統計用コード、861.連合会行政区コード、862.修正年月日、863.修正ユーザID、864.連携ファイル作成日時、865.市町村保険者番号、866.被保険者証記号、867.世帯番号11、868.予備1\_30、869.予備2\_30、870.予備3\_30、871.予備4\_30、872.予備5\_30、873.予備6\_50、874.予備7\_50、875.予備8\_50、876.予備9\_50、877.予備10\_50、878.対象年月、879.特例対象フラグ、880.特例対象世帯フラグ

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 国民健康保険給付ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.レプト管理番号、39.履歴番号、40.初期登録業務日時、41.更新業務日時、42.更新システム日時、43.更新コンピュータ名、44.更新ユーザID、45.有効フラグ、46.決裁状態、47.旧自治体コード、48.文字列型予備項目1、49.文字列型予備項目2、50.文字列型予備項目3、51.文字列型予備項目4、52.文字列型予備項目5、53.文字列型予備項目6、54.文字列型予備項目7、55.文字列型予備項目8、56.文字列型予備項目9、57.文字列型予備項目10、58.請求年月、59.レプト取込連番、60.電算管理番号、61.電算管理番号枝番、62.調剤レプト管理番号、63.レプトフェータ区分、64.事業区分、65.処理区分、66.フェータ区分コード、67.返戻区分、68.保険制度区分、69.保険種別区分、70.点数表コード、71.療養費種別、72.保険証番号、73.診療年月、74.医療機関県コード、75.医療機関点数区分、76.医療機関番号、77.診療科目、78.入外区分、79.本扶区分、80.本人家族区分、81.性別、82.診療開始年月日、83.入院年月日、84.給付割合、85.特記事項コード1、86.特記事項コード2、87.特記事項コード3、88.特記事項コード4、89.特記事項コード5、90.マル公区分、91.マル長区分、92.長処フラグ、93.マル交区分、94.原爆区分、95.継続療養費区分、96.限度額適用区分、97.法制区分、98.福祉区分、99.負担区分、100.減額割合、101.減免区分、102.減額、103.国保実日数、104.国保請求総医療費、105.国保決定総医療費、106.国保限度額、107.国保一部負担額、108.国保薬剤一部負担額、109.公費1公費負担者番号、110.公費1受給者番号、111.公費1実日数、112.公費1請求総医療費、113.公費1決定総医療費、114.公費1限度額、115.公費1一部負担額、116.公費1薬剤一部負担額、117.公費2公費負担者番号、118.公費2受給者番号、119.公費2実日数、120.公費2請求総医療費、121.公費2決定総医療費、122.公費2限度額、123.公費2一部負担額、124.公費2薬剤一部負担額、125.公費3公費負担者番号、126.公費3受給者番号、127.公費3診療実日数、128.公費3請求総医療費、129.公費3決定総医療費、130.公費3限度額、131.公費3一部負担額、132.公費3薬剤一部負担額、133.国保食事実日数、134.国保食事基準額、135.国保食事標準負担額、136.公費1食事実日数、137.公費1食事基準額、138.公費1食事標準負担額、139.公費2食事実日数、140.公費2食事基準額、141.公費2食事標準負担額、142.公費3食事実日数、143.公費3食事基準額、144.公費3食事標準負担額、145.算定区分1、146.算定区分2、147.算定区分3、148.初診料の算定有無フラグ、149.乳幼児加算区分、150.入院計画加算フラグ、151.調剤技術フラグ、152.入院基本料初期加算、153.補綴時診断フラグ、154.特定疾患療養フラグ、155.老人慢性フラグ、156.歯周疾患継続フラグ、157.特定薬剤治療フラグ、158.悪性腫瘍治療フラグ、159.小児治療フラグ、160.てんかん指導フラグ、161.難病外来指導フラグ、162.皮膚科特定疾患フラグ、163.在宅指導フラグ、164.歯科補綴ChBフラグ、165.歯科補綴GoAフラグ、166.歯科補綴PTGフラグ、167.寝たきり老人訪問フラグ、168.退院時指導フラグ、169.薬剤管理指導フラグ、170.特定疾患査定フラグ、171.老人慢性査定フラグ、172.訪問リハ医科フラグ、173.訪問薬剤医科フラグ、174.訪問栄養医科フラグ、175.老人訪問口腔フラグ、176.訪問歯科衛生フラグ、177.訪問薬剤歯科フラグ、178.訪問薬剤調剤フラグ、179.基本療養費訪看フラグ、180.管理療養費訪看フラグ、181.寝たきり老人在診フラグ、182.疾病コード1、183.疾病コード2、184.転記有無フラグ、185.算定国保保険者負担額、186.算定国保患者負担額、187.算定国保高額償還額、188.算定国保高額現物給付額、189.算定公費1保険者負担額、190.算定公費1公費負担額、191.算定公費1患者負担額、192.算定公費1高額現物給付額、193.算定公費1指定公費負担額、194.算定公費2保険者負担額、195.算定公費2公費負担額、196.算定公費2患者負担額、197.算定公費2高額現物給付額、198.算定公費2指定公費負担額、199.算定公費3保険者負担額、200.算定公費3公費負担額、201.算定公費3患者負担額、202.算定公費3高額現物給付額、203.算定公費3指定公費負担額、204.算定国保食事保険者負担額、205.算定国保食事患者負担額、206.算定国保指定公費負担額、207.算定公費1食事保険者負担額、208.算定公費1食事公費負担額、209.算定公費1食事患者負担額、210.算定公費2食事保険者負担額、211.算定公費2食事公費負担額、212.算定公費2食事患者負担額、213.算定公費3食事保険者負担額、214.算定公費3食事公費負担額、215.算定公費3食事患者負担額、216.総医療費、217.保険者負担額、218.患者負担相当額、219.公費負担額、220.公費患者負担額、221.実患者負担額、222.高額現物給付額、223.指定公費負担額、224.高額計算対象フラグ、225.過誤調整フラグ、226.プライム表示、227.過誤保留フラグ、228.資格エラーフラグ、229.旧保険証番号、230.旧個人番号、231.再審査年月日、232.再審査理由コード、233.再審査フラグ、234.再審査回答日、235.再審査結果区分、236.再審査減点数、237.月中特例該当コード、238.診療区、239.明細書件数、240.高額明細件数、241.課税区分、242.世帯負担区分、243.年間該当回数、244.多数該当フラグ、245.薬剤一部負担額、246.合計一部負担額、247.高齢外来限度額、248.高齢外来高額、249.高齢外来貸付額、250.高齢外来償還額、251.高齢世帯合算対象額、252.高齢世帯限度額、253.高齢世帯高額、254.高齢世帯貸付額、255.高齢世帯償還額、256.世帯合算対象額、257.世帯限度額、258.世帯高額、259.世帯貸付額、260.世帯償還額、261.個人合算対象額、262.個人合算限度額、263.個人合算高額、264.個人合算貸付額、265.個人合算償還額、266.限度額、267.高額療養費、268.貸付額、269.支払確定額、270.事前受付管理番号、271.事前受付明細番号、272.貸付管理番号、273.貸付明細番号、274.支払管理番号、275.支払明細番号、276.高齢者負担区分、277.診療実日数、278.取込フェータ区分、279.訂正有無フラグ、280.再計算フラグ、281.福祉公費負担額、282.なお残る負担額、283.なお残る負担額被保険者分、284.なお残る負担額福祉公費分、285.長期調整区分、286.長期調整償還額、287.長期調整福祉振替額、288.最新フラグ、289.支払貸付区分、290.仮受フラグ、291.承認番号、292.受付年月日、293.レプト取込対象フラグ、294.レプト取込済フラグ、295.医療機関区分、296.傷病コード、297.発病負傷年月日、298.療養期間開始年月日、299.療養期間終了年月日、300.負担割合、301.高額現物、302.公費負担者番号、303.受給者番号、304.公費点数、305.公費総医療費、306.公費限度額、307.公費指定公費負担額、308.公費薬剤一部負担金、309.支払済額、310.負担金額、311.審査認定額、312.処方箋交付機関番号、313.受付管理番号、314.個人窓口分支払管理番号、315.個人口座分支払管理番号、316.受領委任分支払管理番号、317.出生児個人番号、318.出生児氏名、319.出生年月日、320.妊娠週数、321.双子区分、322.死産区分、323.受領委任フラグ、324.委任医療機関県コード、325.委任医療機関点数区分、326.委任医療機関番号、327.直接支払区分、328.請求書管理番号、329.出産数、330.産科医療補償制度対象分娩区分、331.エラーコード、332.エラー有無区分、333.取込年月、334.請求区分、335.保険者番号、336.分娩区分、337.分娩機関管理番号、338.加入制度区分、339.妊婦氏名、340.在胎週数、341.出産年月日、342.入院日数、343.入院料、344.室料差額、345.分娩介助料、346.分娩料、347.新生児管理保育料、348.検査薬剤料、349.処置手当料、350.産科医療補償制度額、351.その他額、352.一部負担金、353.妊婦合計負担額、354.代理受取額、355.備考、356.取込分娩区分、357.取込退職区分、358.取込回数区分、359.決定年月日、360.死亡者個人番号、361.死亡者氏名漢字、362.死亡年月日、363.葬祭年月日、364.支払科目区分、365.支払方法区分、366.振込先区分、367.支払承認区分、368.支払有無フラグ、369.支払額、370.充当額、371.増減調整額、372.申請年月日、373.承認年月日、374.支払年月日、375.申請者個人番号、376.申請者氏名、377.申請者郵便番号、378.申請者住所、379.申請者地番、380.申請者方書、381.振込先個人番号、382.口座履歴番号、383.振込先医療機関県コード、384.振込先医療機関点数区分、385.振込先医療機関番号、386.支給区分コード、387.不支給理由、388.申請簡素化区分、389.税目コード、390.口座登録区分、391.掲載希望区分、392.口座優先区分、393.備考、160、394.ソート順、395.取込区分、396.点検年月、397.連合会独自区分、398.申請区分、399.過誤種類、400.訂正保険証番号、401.訂正個人番号、402.訂正氏名漢字、403.訂正生年月日、404.訂正性別、405.訂正本扶区分、406.訂正診療科目、407.訂正本人家族区分、408.訂正入外区分、409.訂正中特例

該当コード、410.訂止総医療費、411.訂止国保一部負担額、412.訂止診療年月、413.過誤修正区分、414.過誤事項コード、415.レプト反映ワグ、416.備考1、417.備考2、418.摘要1、419.摘要2、420.過誤再審査区分、421.過誤再審査コード、422.過誤再審査事由、423.喪失異動年月日、424.喪失届出年月日、425.徴収区分、426.提出保険者番号、427.支給申請書整理番号、428.支給申請区分、429.申請対象年度、430.被保険者証番号、431.被保険者氏名カ、432.支給申請形態区分、433.申請者電話番号、434.取年月日、435.自己負担額交付申請有無ワグ、436.被保険者証記号、437.被保険者氏名、438.性別コード、439.世帯所得区分、440.世帯所得区分2、441.被保険者資格喪失年月日、442.被保険者資格喪失事由、443.計算開始年月日、444.計算終了年月日、445.国保保険者番号給付用、446.国保被保険者証記号、447.国保被保険者証番号、448.国保世帯番号、449.国保資格区分、450.国保保険者氏名、451.国保被保険者開始年月日、452.国保被保険者終了年月日、453.後期保険者番号、454.後期被保険者番号、455.後期広域連合名称漢字、456.後期被保険者開始年月日、457.後期被保険者終了年月日、458.介護証記載保険者番号、459.介護被保険者番号、460.介護保険者氏名、461.介護被保険者開始年月日、462.介護被保険者終了年月日、463.口座管理番号、464.本店名漢字、465.支店名漢字、466.口座名義人カ、467.振込先口座管理番号、468.加入歴01保険者名、469.加入歴01加入開始年月日、470.加入歴01加入終了年月日、471.自己負担額証明書整理番号01、472.加入歴02保険者名、473.加入歴02加入開始年月日、474.加入歴02加入終了年月日、475.自己負担額証明書整理番号02、476.加入歴03保険者名、477.加入歴03加入開始年月日、478.加入歴03加入終了年月日、479.自己負担額証明書整理番号03、480.加入歴04保険者名、481.加入歴04加入開始年月日、482.加入歴04加入終了年月日、483.自己負担額証明書整理番号04、484.加入歴05保険者名、485.加入歴05加入開始年月日、486.加入歴05加入終了年月日、487.自己負担額証明書整理番号05、488.加入歴06保険者名、489.加入歴06加入開始年月日、490.加入歴06加入終了年月日、491.自己負担額証明書整理番号06、492.加入歴07保険者名、493.加入歴07加入開始年月日、494.加入歴07加入終了年月日、495.自己負担額証明書整理番号07、496.加入歴08保険者名、497.加入歴08加入開始年月日、498.加入歴08加入終了年月日、499.自己負担額証明書整理番号08、500.加入歴09保険者名、501.加入歴09加入開始年月日、502.加入歴09加入終了年月日、503.自己負担額証明書整理番号09、504.加入歴10保険者名、505.加入歴10加入開始年月日、506.加入歴10加入終了年月日、507.自己負担額証明書整理番号10、508.保険者加入歴情報備考、509.送信日時、510.送信可能ワグ、511.受付区コード、512.保険制度コード、513.状態区分、514.自己負担額証明書整理番号、515.保険者名称、516.被保険者氏名漢字、517.突合用後期保険者番号、518.突合用後期被保険者番号、519.突合用国保保険者番号、520.突合用国保被保険者証番号、521.国保被保険者個人番号、522.異動区分、523.補正済自己負担額送付区分、524.証明対象年度、525.被保険者開始年月日、526.被保険者終了年月日、527.対象年度04月自己負担額1、528.対象年度04月自己負担額2、529.対象年度04月高額支給額1、530.対象年度04月高額支給額2、531.対象年度04月摘要、532.対象年度05月自己負担額1、533.対象年度05月自己負担額2、534.対象年度05月高額支給額1、535.対象年度05月高額支給額2、536.対象年度05月摘要、537.対象年度06月自己負担額1、538.対象年度06月自己負担額2、539.対象年度06月高額支給額1、540.対象年度06月高額支給額2、541.対象年度06月摘要、542.対象年度07月自己負担額1、543.対象年度07月自己負担額2、544.対象年度07月高額支給額1、545.対象年度07月高額支給額2、546.対象年度07月摘要、547.対象年度08月自己負担額1、548.対象年度08月自己負担額2、549.対象年度08月高額支給額1、550.対象年度08月高額支給額2、551.対象年度08月摘要、552.対象年度09月自己負担額1、553.対象年度09月自己負担額2、554.対象年度09月高額支給額1、555.対象年度09月高額支給額2、556.対象年度09月摘要、557.対象年度10月自己負担額1、558.対象年度10月自己負担額2、559.対象年度10月高額支給額1、560.対象年度10月高額支給額2、561.対象年度10月摘要、562.対象年度11月自己負担額1、563.対象年度11月自己負担額2、564.対象年度11月高額支給額1、565.対象年度11月高額支給額2、566.対象年度11月摘要、567.対象年度12月自己負担額1、568.対象年度12月自己負担額2、569.対象年度12月高額支給額1、570.対象年度12月高額支給額2、571.対象年度12月摘要、572.翌年01月自己負担額1、573.翌年01月自己負担額2、574.翌年01月高額支給額1、575.翌年01月高額支給額2、576.翌年01月摘要、577.翌年02月自己負担額1、578.翌年02月自己負担額2、579.翌年02月高額支給額1、580.翌年02月高額支給額2、581.翌年02月摘要、582.翌年03月自己負担額1、583.翌年03月自己負担額2、584.翌年03月高額支給額1、585.翌年03月高額支給額2、586.翌年03月摘要、587.翌年04月自己負担額1、588.翌年04月自己負担額2、589.翌年04月高額支給額1、590.翌年04月高額支給額2、591.翌年04月摘要、592.翌年05月自己負担額1、593.翌年05月自己負担額2、594.翌年05月高額支給額1、595.翌年05月高額支給額2、596.翌年05月摘要、597.翌年06月自己負担額1、598.翌年06月自己負担額2、599.翌年06月高額支給額1、600.翌年06月高額支給額2、601.翌年06月摘要、602.翌年07月自己負担額1、603.翌年07月自己負担額2、604.翌年07月高額支給額1、605.翌年07月高額支給額2、606.翌年07月摘要、607.宛先氏名漢字、608.宛先郵便番号、609.宛先住所、610.証明書発行年月日、611.証明書発行者名、612.証明書発行者郵便番号、613.証明書発行者漢字住所、614.問合せ先郵便番号、615.問合せ先住所、616.問合せ先名称1、617.問合せ先名称2、618.問合せ先電話番号、619.計算結果送付先郵便番号、620.計算結果送付先漢字住所、621.計算結果送付先名称1、622.計算結果送付先名称2、623.計算結果送付先電話番号、624.窓口払対象者判定コード、625.支払場所名漢字、626.支払開始年月日、627.支払終了年月日、628.支払開始曜日、629.支払終了曜日、630.支払開始時間、631.支払終了時間、632.備考欄、633.受信年月日、634.送信年月日、635.処理年月、636.外来年間合算支給申請書整理番号、637.外来年間合算算定状態区分、638.外来年間合算支給額、639.被害者個人番号、640.処理状況コード、641.委託区分、642.仮受付年月日、643.委託年月日、644.除外年月日、645.完了年月日、646.事故発生日時、647.事故発生場所、648.事故原因、649.診療期間開始年月日、650.診療期間終了年月日、651.症状固定日、652.加害者個人番号、653.加害者氏名カ、654.加害者氏名漢字、655.加害者郵便番号、656.加害者住所、657.加害者生年月日、658.加害者電話番号、659.加害者職業、660.保有者個人番号、661.保有者氏名漢字、662.保有者郵便番号、663.保有者住所、664.保有者生年月日、665.保有者電話番号、666.加害者との関係、667.転医先医療機関県コード、668.転医先医療機関点数区分、669.転医先医療機関番号、670.自賠責保険有無ワグ、671.自賠責保険会社名、672.自賠責保険会社支店名、673.自賠責保険会社課名、674.自賠責保険会社担当者名、675.自賠責保険会社電話番号、676.自賠責保険証明書番号、677.任意保険有無ワグ、678.任意保険会社名、679.任意保険会社支店名、680.任意保険会社課名、681.任意保険会社担当者名、682.任意保険会社電話番号、683.任意保険証明書番号、684.連合会整理番号、685.連合会担当者名、686.求償率、687.療養分損害賠償額、688.食事分損害賠償額、689.高額分損害賠償額、690.福祉分損害賠償額、691.療養分請求額、692.食事分請求額、693.高額分請求額、694.福祉分請求額、695.請求区分、696.義務者氏名漢字、697.義務者郵便番号、698.義務者結合住所、699.義務者電話番号、700.通知書番号、701.最終納期、702.最新領収日、703.最新収納日、704.通知書発行年月日、705.納付済額、706.請求額計、707.分納回数、708.明細番号、709.給付種別コード、710.レプト全国共通キー、711.事故外金額、712.事故金額、713.保険給付額、714.食事療養費、715.送付年月日、716.管理番号、717.年度、718.不当科目コード、719.若人前期区分、720.費用額、721.食事基準額、722.食事保険者負担額、723.食事患者負担額、724.公費食事患者負担額、725.公費食事負担額、726.公費食事保険者負担額、727.請求額、728.不当理由コード、729.国保異動事由、730.国保異動年月日、731.国保届出年月日、732.戻入区分、733.納付書発行日、734.督促発行年月日、735.催告発行日、736.処理区分コード、737.処理状況区分、738.高齢者所得区分、739.基準日保険者名称、740.CPU連番、741.国保履歴番号、742.国保有効ワグ、743.保険証番号内連番、744.取得事由国保異動事由、745.取得国保異動区分、746.取得異動年月日、747.取得届出年月日、748.取得時効年月日、749.喪失事由国保異動事由、750.喪失国保異動区分、751.喪失時効年月日、752.続柄コード、753.記載順位、754.次CPU連番、755.前CPU連番、756.国保世帯最新ワグ、757.国保個人最新ワグ、758.抹消ワグ、759.保険証番号結合処理年月日、760.保険証番号結合コンピュータ名、761.保険証番号結合ユーザ名、762.個人番号結合処理年月日、763.個人番号結合コンピュータ名、764.個人番号結合ユーザ名、765.取得旧被扶養者区分、766.喪失旧被扶養者区分、767.給付開始年月日、768.区コード、769.退職該当退職異動事由区分、770.退職該当異動年月日、771.退職該当届出年月日、

772.退職該当時効年月日、773.退職非該当退職異動事由区分、774.退職非該当異動年月日、775.退職非該当届出年月日、776.退職非該当時効年月日、777.国保年金名称コード、778.国保年金種別コード、779.年金取得年月日、780.国保扶養事由区分、781.扶養開始年月日、782.本人の個人番号、783.本人との続柄コード、784.対象年度、785.課税区分01、786.課税区分02、787.課税区分03、788.課税区分04、789.課税区分05、790.課税区分06、791.課税区分07、792.課税区分08、793.課税区分09、794.課税区分10、795.課税区分11、796.課税区分12、797.負担区分01、798.負担区分02、799.負担区分03、800.負担区分04、801.負担区分05、802.負担区分06、803.負担区分07、804.負担区分08、805.負担区分09、806.負担区分10、807.負担区分11、808.負担区分12、809.処理年月日、810.判定連番、811.判定負担区分、812.前回負担区分、813.途中変更負担区分、814.途中変更適用年月日、815.判定事由コード、816.判定事由該当年月日、817.適用年月日、818.国保再判定区分、819.一定以上所得区分コード、820.低所得区分コード、821.申請区分コード、822.住民税非課税該当コード、823.世帯非課税区分コード、824.低所得用合計所得額、825.世帯内最高所得額、826.高齢者老人該当人数、827.高齢者老人判定所得額、828.資料区分、829.市町村均等割額、830.端数切捨済市町村所得割額、831.課税所得金額、832.課税非課税区分コード、833.所得データ区分、834.所得データ取込年月日、835.所得取込み区分、836.入力年月日、837.前回世帯負担区分、838.世帯未申告区分、839.高齢者老人判定収入額、840.老人区分、841.高齢者到達予定フラグ、842.被保険者数16歳未満、843.被保険者数19歳未満、844.住民税課税所得金額、845.旧ただし書き所得不明フラグ、846.旧ただし書き所得、847.高齢者旧ただし書き所得合計、848.旧ただし書き所得判定適用フラグ、849.発効期年月日、850.該当終了年月日、851.長期入院該当年月日、852.高齢者該当非該当フラグ、853.国保認定申請国保備考欄、854.特定疾病認定区分

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 国民健康保険税賦課ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.対象年度、39.保険証番号、40.世帯主住民番号、41.旧自治体コード、42.国保履歴番号、43.初期登録業務日時、44.更新業務日時、45.更新システム日時、46.更新コンピュータ名、47.更新ユーザID、48.国保有効フラグ、49.決裁状態、50.文字列型予備項目1、51.記載順位、52.続柄コード、53.資産割算定基礎額、54.住民税未申告該当コード、55.住民税非課税該当コード、56.稼得区分コード、57.所得把握区分コード、58.給与支払額、59.給与所得額、60.公的年金所得額、61.その他所得額、62.譲渡所得額、63.総所得金額、64.所得合計控除額、65.公的年金等所得控除額、66.公的年金等控除額、67.給与特別控除額、68.国保用所得割算定基礎額、69.国保用軽減判定用総所得金額、70.国保用基準総所得金額、71.ただし書き用給与支払額、72.ただし書き用給与所得額、73.ただし書き用総所得金額、74.減額判定用年金雑所得額、75.特別控除額、76.繰り越し損失額、77.営業所得額、78.農業所得額、79.その他事業所得額、80.不動産所得額、81.利子所得額、82.株式配当所得額、83.公募外貨配当所得額、84.公募他配当所得額、85.その他配当所得額、86.給与額、87.主たる給与支払額、88.従たる給与支払額、89.給与支払額内数専従者給与額、90.公的年金支払額、91.年金雑所得額、92.その他雑所得額、93.総合譲渡短期所得額、94.総合譲渡短期差引額、95.総合譲渡長期所得額、96.総合譲渡長期差引額、97.総合譲渡特別控除額、98.一時所得額、99.一時差引額、100.総合一時所得額、101.短期一般所得額、102.短期一般差引額、103.短期一般特別控除額、104.短期軽減所得額、105.短期軽減差引額、106.短期軽減特別控除額、107.短期特別控除額、108.長期一般所得額、109.長期一般差引額、110.長期一般特別控除額、111.長期特定所得額、112.長期特定差引額、113.長期特定特別控除額、114.長期軽減所得額、115.長期軽減差引額、116.長期軽減特別控除額、117.長期特別所得額、118.長期特別差引額、119.長期特別特別控除額、120.長期特別控除額、121.土地等雑所得額、122.超短期所得額、123.株式譲渡所得額、124.株式譲渡上場所得額、125.商品先物取引所得額、126.山林所得額、127.総合退職所得額、128.変動所得額、129.臨時所得額、130.免税所得額、131.肉用牛売却価格、132.肉用牛免税対象所得額、133.肉用牛免税対象外所得額、134.雑損控除額、135.医療費控除額、136.社会保険料控除額、137.小規模共済控除額、138.生命保険料控除額、139.個人年金保険料支払額、140.損害保険料控除額、141.長期損害保険料支払額、142.寄附金控除額、143.合計控除額、144.控除配区分、145.配偶者区分、146.配偶者特別控除額、147.配特有無区分フラグ、148.扶養一般該当人数、149.扶養年少該当人数、150.扶養特定該当人数、151.扶養老人該当人数、152.扶養同居老人該当人数、153.扶養特障該当人数、154.扶養同居特障該当人数、155.扶養普障該当人数、156.未成年区分、157.老年者区分、158.寡婦区分、159.障害者区分、160.勤労学生区分、161.住民税申告区分、162.本専区分、163.配専区分、164.青色専従該当人数、165.白色専従該当人数、166.専従者控除額、167.繰越損失額、168.純損失額、169.譲渡繰越損失額、170.雑損失額、171.特定株式損失額、172.先物取引損失額、173.居住用特定譲渡所得額、174.居住用特定損失額、175.繰越損失軽減純損失額、176.繰越損失軽減譲渡損失額、177.市町村端数切捨所得割額、178.市町村均等割額、179.都道府県端数切捨所得割額、180.都道府県均等割額、181.資料区分、182.推定所得額、183.合計所得金額、184.固定税額、185.個人分税額、186.共有分税額、187.個人減免区分コード、188.老人70歳以上該当非該当フラグ、189.寝たきり65歳以上該当非該当フラグ、190.障害者手帳該当非該当フラグ、191.知的障害者該当該当非該当フラグ、192.譲渡所得条文ID、193.特徴該当非該当フラグ、194.国保資格区分、195.取得国保異動区分、196.取得事由国保異動事由、197.喪失国保異動区分、198.喪失事由国保異動事由、199.退職該当退職異動事由区分、200.退職非該当退職異動事由区分、201.取得異動年月日、202.取得届出年月日、203.喪失異動年月日、204.喪失届出年月日、205.退職該当異動年月日、206.退職該当届出年月日、207.退職非該当異動年月日、208.退職非該当届出年月日、209.分離配当所得額、210.株式配当損失額、211.特定中小株式損失額、212.失業給与所得額、213.失業総所得金額、214.失業所得割算定基礎額、215.失業軽減判定用総所得金額、216.失業基準総所得金額、217.失業ただし書き用給与所得額、218.失業ただし書き用総所得金額、219.失業者該当非該当フラグ、220.住民税未申告該当コード、221.被扶養登録区分、222.旧個人番号、223.個人番号結合処理年月日、224.個人番号結合コンピュータ名、225.個人番号結合ユーザ名、226.旧保険証番号、227.保険証番号結合処理年月日、228.保険証番号結合コンピュータ名、229.保険証番号結合ユーザ名、230.退避算定基礎額、231.退避失業者算定基礎額、232.予備金額1、233.予備金額2、234.予備金額3、235.予備金額4、236.予備金額5、237.予備項目1、238.予備項目2、239.海外転入区分、240.基礎控除額、241.基礎控除判定用合計所得金額、242.所得金額調整控除額、243.23歳未満扶養親族有無、244.給与所得者等該当非該当フラグ、245.予備金額6、246.予備金額7、247.予備金額8、248.予備金額9、249.予備金額10、250.予備金額11、251.予備金額12、252.予備金額13、253.予備金額14、254.予備金額15、255.予備項目3、256.予備項目4、257.予備項目5、258.予備項目6、259.予備項目7、260.予備項目8、261.予備項目9、262.予備項目10、263.資格有無フラグ0、264.介護資格有無フラグ0、265.国保退職有無フラグ0、266.世帯区分0、267.取得異動年月日0、268.保険証番号内連番0、269.旧国保被保険者フラグ0、270.旧被扶養者フラグ0、271.失業者該当非該当フラグ0、272.有効フラグ0、273.資格有無フラグ1、274.介護資格有無フラグ1、275.国保退職有無フラグ1、276.世帯区分1、277.取得異動年月日1、278.保険証番号内連番1、279.旧国保被保険者フラグ1、280.旧被扶養者フラグ1、281.失業者該当非該当フラグ1、282.有効フラグ1、283.資格有無フラグ2、284.介護資格有無フラグ2、285.国保退職有無フラグ2、286.世帯区分2、287.取得異動年月日2、288.保険証番号内連番2、289.旧国保被保険者フラグ2、290.旧被扶養者フラグ2、291.失業者該当非該当フラグ2、292.有効フラグ2、293.資格有無フラグ3、294.介護資格有無フラグ3、295.国保退職有無フラグ3、296.世帯区分3、297.取得異動年月日3、298.保険証番号内連番3、299.旧国保被保険者フラグ3、300.旧被扶養者フラグ3、301.失業者該当非該当フラグ3、302.有効フラグ3、303.資格有無フラグ4、304.介護資格有無フラグ4、305.国保退職有無フラグ4、306.世帯区分4、307.取得異動年月日4、308.保険証番号内連番4、309.旧国保被保険者フラグ4、310.旧被扶養者フラグ4、311.失業者該当非該当フラグ4、312.有効フラグ4、313.資格有無フラグ5、314.介護資格有無フラグ5、315.国保退職有無フラグ5、316.世帯区分5、317.取得異動年月日5、318.保険証番号内連番5、319.旧国保被保険者フラグ5、320.旧被扶養者フラグ5、321.失業者該当非該当フラグ5、322.有効フラグ5、323.資格有無フラグ6、324.介護資格有無フラグ6、325.国保退職有無フラグ6、326.世帯区分6、327.取得異動年月日6、328.保険証番号内連番6、329.旧国保被保険者フラグ6、330.旧被扶養者フラグ6、331.失業者該当非該当フラグ6、332.有効フラグ6、333.資格有無フラグ7、334.介護資格有無フラグ7、335.国保退職有無フラグ7、336.世帯区分7、337.取得異動年月日7、338.保険証番号内連番7、339.旧国保被保険者フラグ7、340.旧被扶養者フラグ7、341.失業者該当非該当フラグ7、342.有効フラグ7、343.資格有無フラグ8、344.介護資格有無フラグ8、345.国保退職有無フラグ8、346.世帯区分8、347.取得異動年月日8、348.保険証番号内連番8、349.旧国保被保険者フラグ8、350.旧被扶養者フラグ8、351.失業者該当非該当フラグ8、352.有効フラグ8、353.資格有無フラグ9、354.介護資格有無フラグ9、355.国保退職有無フラグ9、356.世帯区分9、357.取得異動年月日9、358.保険証番号内連番9、359.旧国保被保険者フラグ9、360.旧被扶養者フラグ9、361.失業者該当非該当フラグ9、362.有効フラグ9、363.資格有無フラグ10、364.介護資格有無フラグ10、365.国保退職有無フラグ10、366.世帯区分10、367.取得異動年月日10、368.保険証番号内連番10、369.旧国保被保険者フラグ10、370.旧被扶養者フラグ10、371.失業者該当非該当フラグ10、372.有効フラグ10、373.資格有無フラグ11、374.介護資格有無フラグ11、375.国保退職有無フラグ11、376.世帯区分11、377.取得異動年月日11、378.保険証番号内連番11、379.旧国保被保険者フラグ11、380.旧被扶養者フラグ11、381.失業者該当非該当フラグ11、382.有効フラグ11、383.資格有無フラグ12、384.介護資格有無フラグ12、385.国保退職有無フラグ

12、386.世帯区分12、387.取得異動年月日12、388.保険証番号内連番12、389.旧国保被保険者フラグ12、390.旧被扶養者フラグ12、391.失業者該当非該当フラグ12、392.有効フラグ12、393.世帯主個人番号、394.通知書番号、395.仮徴収通知書番号、396.本徴収通知書番号、397.所得割算定基礎額、398.所得割額、399.資産割額、400.均等割人数、401.均等割額、402.平等割額、403.单身平等割額、404.算出額、405.軽減均等割額、406.軽減平等割額、407.減免額、408.算定額、409.限度超過額、410.切り捨て端数額、411.年間保険税額、412.退職所得割算定基礎額、413.退職所得割額、414.退職資産割算定基礎額、415.退職資産割額、416.退職均等割人数、417.退職均等割額、418.退職平等割額、419.退職单身平等割額、420.退職算出額、421.退職軽減均等割額、422.退職軽減平等割額、423.退職減免額、424.退職算定額、425.退職限度超過額、426.退職切り捨て端数額、427.退職年間保険税額、428.一般所得割算定基礎額、429.一般所得割額、430.一般資産割算定基礎額、431.一般資産割額、432.一般均等割人数、433.一般均等割額、434.一般平等割額、435.一般单身平等割額、436.一般算出額、437.一般軽減均等割額、438.一般軽減平等割額、439.一般減免額、440.一般算定額、441.一般限度超過額、442.一般切り捨て端数額、443.一般年間保険税額、444.世帯増減減額月数、445.世帯増減月割減額、446.世帯増減一部増減額、447.合計分増減調整額、448.一般分増減調整額、449.退職者分増減調整額、450.世帯区分、451.国保退職区分コード、452.軽減区分、453.軽減判定合計所得額、454.賦課期日、455.賦課期日世帯主個人番号、456.賦課期日世帯区分、457.賦課期日該当人数、458.未申告該当非該当フラグ、459.基準総所得金額、460.一般基準総所得金額、461.退職基準総所得金額、462.対象月インデックス、463.合計決定保険税額、464.一般分決定保険税額、465.退職者分決定保険税額、466.普徴合計、467.普徴一般、468.普徴退職、469.特徴合計、470.特徴一般、471.特徴退職、472.期別調定額仮算定額、473.期別調定額差引額、474.退職期別調定額仮算定額、475.退職期別調定額差引額、476.一般期別調定額仮算定額、477.一般期別調定額差引額、478.特例区分コード、479.軽減申告区分、480.軽減申告入力年月日、481.軽減申告訂正年月日、482.減免区分、483.医療減免額、484.医療退職減免額、485.介護減免額、486.介護退職減免額、487.支援金減免額、488.支援金退職減免額、489.医療減免率、490.医療退職減免率、491.介護減免率、492.介護退職減免率、493.支援金減免率、494.支援金退職減免率、495.端数処理コード、496.減免額入力年月日、497.減免額訂正年月日、498.軽減2割有効区分、499.軽減2割申請年月日、500.軽減2割訂正年月日、501.徴収区分、502.激変軽減区分、503.激変軽減判定合計所得額、504.单身世帯軽減区分、505.条例減免額、506.条例減免額退職、507.条例減免額一般、508.納期限01、509.納期限02、510.納期限03、511.納期限04、512.納期限05、513.納期限06、514.納期限07、515.納期限08、516.納期限09、517.納期限10、518.納期限11、519.納期限12、520.納期限13、521.納期限14、522.納期限15、523.納期限16、524.納期限17、525.納期限18、526.納期限19、527.納期限20、528.仮算本算区分、529.更正期数、530.計算区分、531.負担調整額、532.退職分負担調整額、533.個人減免種別コード、534.個人減免均等割額、535.個人減免平等割額、536.個人減免退職均等割額、537.個人減免退職平等割額、538.個人減免前決定税額、539.個人減免前退職決定税額、540.個人減免額、541.個人退職減免額、542.個人減免判定用所得額、543.個人減免判定用資産額、544.失業者軽減区分、545.失業者所得割算定基礎額、546.失業者所得割額、547.失業者算出額、548.失業者算定額、549.失業者限度超過額、550.失業者切り捨て端数額、551.失業者年間保険税、552.失業者退職所得割算定基礎額、553.失業者退職所得割額、554.失業者退職算出額、555.失業者退職算定額、556.失業者退職限度超過額、557.失業者退職切り捨て端数額、558.失業者退職年間保険税、559.失業者一般所得割算定基礎額、560.失業者一般所得割額、561.失業者一般算出額、562.失業者一般算定額、563.失業者一般限度超過額、564.失業者一般切り捨て端数額、565.失業者一般年間保険税、566.失業者合計分増減調整額、567.失業者一般分増減調整額、568.失業者退職者分増減調整額、569.失業者合計決定保険税額、570.失業者一般分決定保険税額、571.支退職者分決定保険税額、572.退避退職算定基礎額、573.退避失業者退職算定基礎額、574.区コード、575.区コード01、576.区コード02、577.区コード03、578.区コード04、579.区コード05、580.区コード06、581.区コード07、582.区コード08、583.区コード09、584.区コード10、585.区コード11、586.区コード12、587.区コード13、588.区コード14、589.区コード15、590.区コード21、591.区コード22、592.区コード23、593.区コード24、594.区コード25、595.区コード26、596.子ども軽減均等割人数、597.子ども軽減均等割額、598.退職子ども軽減均等割人数、599.退職子ども軽減均等割額、600.介護区分コード、601.介護退職区分コード、602.被保数0、603.国保退職区分コード0、604.退職被保数0、605.軽減区分0、606.单身世帯軽減区分0、607.軽減区分失業前0、608.未申告該当非該当フラグ0、609.旧国保被保数0、610.賦課期日0、611.賦課期日被保数0、612.賦課期日旧国保被保数0、613.賦課期日合計所得額0、614.賦課期日合計所得額激変0、615.賦課期日所得合計失業後0、616.賦課期日合計激変失業後0、617.賦課期日未申告該当非該当フラグ0、618.賦課期日世帯区分0、619.賦課期日調整対象数0、620.旧被扶養者数0、621.個人減免種別コード0、622.個人減免被保数0、623.個人減免退職被保数0、624.介護個人減免被保数0、625.介護個人減免退職被保数0、626.個人減免判定用所得額0、627.個人減免判定用資産額0、628.老人世帯該当非該当フラグ0、629.介護区分0、630.介護被保数0、631.介護退職区分0、632.介護退職被保数0、633.被保数1、634.国保退職区分コード1、635.退職被保数1、636.軽減区分1、637.单身世帯軽減区分1、638.軽減区分失業前1、639.未申告該当非該当フラグ1、640.旧国保被保数1、641.賦課期日1、642.賦課期日被保数1、643.賦課期日旧国保被保数1、644.賦課期日合計所得額1、645.賦課期日合計所得額激変1、646.賦課期日所得合計失業後1、647.賦課期日合計激変失業後1、648.賦課期日未申告該当非該当フラグ1、649.賦課期日世帯区分1、650.賦課期日調整対象数1、651.旧被扶養者数1、652.個人減免種別コード1、653.個人減免被保数1、654.個人減免退職被保数1、655.介護個人減免被保数1、656.介護個人減免退職被保数1、657.個人減免判定用所得額1、658.個人減免判定用資産額1、659.老人世帯該当非該当フラグ1、660.介護区分1、661.介護被保数1、662.介護退職区分1、663.介護退職被保数1、664.被保数2、665.国保退職区分コード2、666.退職被保数2、667.軽減区分2、668.单身世帯軽減区分2、669.軽減区分失業前2、670.未申告該当非該当フラグ2、671.旧国保被保数2、672.賦課期日2、673.賦課期日被保数2、674.賦課期日旧国保被保数2、675.賦課期日合計所得額2、676.賦課期日合計所得額激変2、677.賦課期日所得合計失業後2、678.賦課期日合計激変失業後2、679.賦課期日未申告該当非該当フラグ2、680.賦課期日世帯区分2、681.賦課期日調整対象数2、682.旧被扶養者数2、683.個人減免種別コード2、684.個人減免被保数2、685.個人減免退職被保数2、686.介護個人減免被保数2、687.介護個人減免退職被保数2、688.個人減免判定用所得額2、689.個人減免判定用資産額2、690.老人世帯該当非該当フラグ2、691.介護区分2、692.介護被保数2、693.介護退職区分2、694.介護退職被保数2、695.被保数3、696.国保退職区分コード3、697.退職被保数3、698.軽減区分3、699.单身世帯軽減区分3、700.軽減区分失業前3、701.未申告該当非該当フラグ3、702.旧国保被保数3、703.賦課期日3、704.賦課期日被保数3、705.賦課期日旧国保被保数3、706.賦課期日合計所得額3、707.賦課期日合計所得額激変3、708.賦課期日所得合計失業後3、709.賦課期日合計激変失業後3、710.賦課期日未申告該当非該当フラグ3、711.賦課期日世帯区分3、712.賦課期日調整対象数3、713.旧被扶養者数3、714.個人減免種別コード3、715.個人減免被保数3、716.個人減免退職被保数3、717.介護個人減免被保数3、718.介護個人減免退職被保数3、719.個人減免判定用所得額3、720.個人減免判定用資産額3、721.老人世帯該当非該当フラグ3、722.介護区分3、723.介護被保数3、724.介護退職区分3、725.介護退職被保数3、726.被保数4、727.国保退職区分コード4、728.退職被保数4、729.軽減区分4、730.軽減区分失業前4、731.軽減区分失業前4、732.未申告該当非該当フラグ4、733.旧国保被保数4、734.賦課期日4、735.賦課期日被保数4、736.賦課期日旧国保被保数4、737.賦課期日合計所得額4、738.賦課期日合計所得額激変4、739.賦課期日所得合計失業後4、740.賦課期日合計激変失業後4、741.賦課期日未申告該当非該当フラグ4、742.賦課期日世帯区分4、743.賦課期日調整対象数4、744.旧被扶養者数4、745.個人減免種別コード4、746.個人減免被保数4、747.個人減免退職被保数4、748.介護個人減免被保数4、749.介護個人減免退職被保数4、750.個人減免判定用所得額4、751.個人減免判定用資産額4、752.老人世帯該当非該当フラグ4、753.介護区分4、754.介護被保数4、755.介護退職区分4、756.介護退職被保数4、757.被保数5、758.国保退職区分コード5、759.退職被保数5、760.軽減区分5、761.单身世帯軽減区分5、762.軽減区分失業前5、763.未申告該当非該当フラグ5、764.旧国保被保数5、765.賦課期日5、766.賦課期日被保数5、767.賦課期日旧国保被保数5、768.賦課期日合計所得額5、769.賦課期日合計所得額激変5、770.賦課期日所得合計失業後5、771.賦課期日合計激変失業後5、772.賦課期日未申告該当非該当フラグ5、773.賦課期日世帯区分5、774.賦課期日調整対象数5、775.旧被扶養者数5、776.個人減免種別コード5、777.個人減免被保数5、778.個人減免退職被保数5、779.介護個人減免被保数5、780.介護

介護個人減免退職被保数5、781.個人減免判定用所得額5、782.個人減免判定用資産額5、783.老人世帯該当非該当フワグ5、784.介護区分5、785.介護被保数5、786.介護退職区分5、787.介護退職被保数5、788.被保数6、789.国保退職区分コード6、790.退職被保数6、791.軽減区分6、792.単身世帯軽減区分6、793.軽減区分失業前6、794.未申告該当非該当フワグ6、795.旧国保被保数6、796.賦課期日6、797.賦課期日被保数6、798.賦課期日旧国保被保数6、799.賦課期日合計所得額6、800.賦課期日合計所得額激変6、801.賦課期日所得合計失業後6、802.賦課期日合計激変失業後6、803.賦課期日未申告該当非該当フワグ6、804.賦課期日世帯区分6、805.賦課期日調整対象数6、806.旧被扶養者数6、807.個人減免種別コード6、808.個人減免被保数6、809.個人減免退職被保数6、810.介護個人減免被保数6、811.介護個人減免退職被保数6、812.個人減免判定用所得額6、813.個人減免判定用資産額6、814.老人世帯該当非該当フワグ6、815.介護区分6、816.介護被保数6、817.介護退職区分6、818.介護退職被保数6、819.被保数7、820.国保退職区分コード7、821.退職被保数7、822.軽減区分7、823.単身世帯軽減区分7、824.軽減区分失業前7、825.未申告該当非該当フワグ7、826.旧国保被保数7、827.賦課期日7、828.賦課期日被保数7、829.賦課期日旧国保被保数7、830.賦課期日合計所得額7、831.賦課期日合計所得額激変7、832.賦課期日所得合計失業後7、833.賦課期日合計激変失業後7、834.賦課期日未申告該当非該当フワグ7、835.賦課期日世帯区分7、836.賦課期日調整対象数7、837.旧被扶養者数7、838.個人減免種別コード7、839.個人減免被保数7、840.個人減免退職被保数7、841.介護個人減免被保数7、842.介護個人減免退職被保数7、843.個人減免判定用所得額7、844.個人減免判定用資産額7、845.老人世帯該当非該当フワグ7、846.介護区分7、847.介護被保数7、848.介護退職区分7、849.介護退職被保数7、850.被保数8、851.国保退職区分コード8、852.退職被保数8、853.軽減区分8、854.単身世帯軽減区分8、855.軽減区分失業前8、856.未申告該当非該当フワグ8、857.旧国保被保数8、858.賦課期日8、859.賦課期日被保数8、860.賦課期日旧国保被保数8、861.賦課期日合計所得額8、862.賦課期日合計所得額激変8、863.賦課期日所得合計失業後8、864.賦課期日合計激変失業後8、865.賦課期日未申告該当非該当フワグ8、866.賦課期日世帯区分8、867.賦課期日調整対象数8、868.旧被扶養者数8、869.個人減免種別コード8、870.個人減免被保数8、871.個人減免退職被保数8、872.介護個人減免被保数8、873.介護個人減免退職被保数8、874.個人減免判定用所得額8、875.個人減免判定用資産額8、876.老人世帯該当非該当フワグ8、877.介護区分8、878.介護被保数8、879.介護退職区分8、880.介護退職被保数8、881.被保数9、882.国保退職区分コード9、883.退職被保数9、884.軽減区分9、885.単身世帯軽減区分9、886.軽減区分失業前9、887.未申告該当非該当フワグ9、888.旧国保被保数9、889.賦課期日9、890.賦課期日被保数9、891.賦課期日旧国保被保数9、892.賦課期日合計所得額9、893.賦課期日合計所得額激変9、894.賦課期日所得合計失業後9、895.賦課期日合計激変失業後9、896.賦課期日未申告該当非該当フワグ9、897.賦課期日世帯区分9、898.賦課期日調整対象数9、899.旧被扶養者数9、900.個人減免種別コード9、901.個人減免被保数9、902.個人減免退職被保数9、903.介護個人減免被保数9、904.介護個人減免退職被保数9、905.個人減免判定用所得額9、906.個人減免判定用資産額9、907.老人世帯該当非該当フワグ9、908.介護区分9、909.介護被保数9、910.介護退職区分9、911.介護退職被保数9、912.被保数10、913.国保退職区分コード10、914.退職被保数10、915.軽減区分10、916.単身世帯軽減区分10、917.軽減区分失業前10、918.未申告該当非該当フワグ10、919.旧国保被保数10、920.賦課期日10、921.賦課期日被保数10、922.賦課期日旧国保被保数10、923.賦課期日合計所得額10、924.賦課期日合計所得額激変10、925.賦課期日所得合計失業後10、926.賦課期日合計激変失業後10、927.賦課期日未申告該当非該当フワグ10、928.賦課期日世帯区分10、929.賦課期日調整対象数10、930.旧被扶養者数10、931.個人減免種別コード10、932.個人減免被保数10、933.個人減免退職被保数10、934.介護個人減免被保数10、935.介護個人減免退職被保数10、936.個人減免判定用所得額10、937.個人減免判定用資産額10、938.老人世帯該当非該当フワグ10、939.介護区分10、940.介護被保数10、941.介護退職区分10、942.介護退職被保数10、943.被保数11、944.国保退職区分コード11、945.退職被保数11、946.軽減区分11、947.単身世帯軽減区分11、948.軽減区分失業前11、949.未申告該当非該当フワグ11、950.旧国保被保数11、951.賦課期日11、952.賦課期日被保数11、953.賦課期日旧国保被保数11、954.賦課期日合計所得額11、955.賦課期日合計所得額激変11、956.賦課期日所得合計失業後11、957.賦課期日合計激変失業後11、958.賦課期日未申告該当非該当フワグ11、959.賦課期日世帯区分11、960.賦課期日調整対象数11、961.旧被扶養者数11、962.個人減免種別コード11、963.個人減免被保数11、964.個人減免退職被保数11、965.介護個人減免被保数11、966.介護個人減免退職被保数11、967.個人減免判定用所得額11、968.個人減免判定用資産額11、969.老人世帯該当非該当フワグ11、970.介護区分11、971.介護被保数11、972.介護退職区分11、973.介護退職被保数11、974.被保数12、975.国保退職区分コード12、976.退職被保数12、977.軽減区分12、978.単身世帯軽減区分12、979.軽減区分失業前12、980.未申告該当非該当フワグ12、981.旧国保被保数12、982.賦課期日12、983.賦課期日被保数12、984.賦課期日旧国保被保数12、985.賦課期日合計所得額12、986.賦課期日合計所得額激変12、987.賦課期日所得合計失業後12、988.賦課期日合計激変失業後12、989.賦課期日未申告該当非該当フワグ12、990.賦課期日世帯区分12、991.賦課期日調整対象数12、992.旧被扶養者数12、993.個人減免種別コード12、994.個人減免被保数12、995.個人減免退職被保数12、996.介護個人減免被保数12、997.介護個人減免退職被保数12、998.個人減免判定用所得額12、999.個人減免判定用資産額12、1000.老人世帯該当非該当フワグ12、1001.介護区分12、1002.介護被保数12、1003.介護退職区分12、1004.介護退職被保数12、1005.期別01期調定額、1006.期別02期調定額、1007.期別03期調定額、1008.期別04期調定額、1009.期別05期調定額、1010.期別06期調定額、1011.期別07期調定額、1012.期別08期調定額、1013.期別09期調定額、1014.期別10期調定額、1015.期別11期調定額、1016.期別12期調定額、1017.期別13期調定額、1018.期別14期調定額、1019.期別15期調定額、1020.期別16期調定額、1021.期別17期調定額、1022.期別18期調定額、1023.期別19期調定額、1024.期別20期調定額、1025.退職01期期別調定額、1026.退職02期期別調定額、1027.退職03期期別調定額、1028.退職04期期別調定額、1029.退職05期期別調定額、1030.退職06期期別調定額、1031.退職07期期別調定額、1032.退職08期期別調定額、1033.退職09期期別調定額、1034.退職10期期別調定額、1035.退職11期期別調定額、1036.退職12期期別調定額、1037.退職13期期別調定額、1038.退職14期期別調定額、1039.退職15期期別調定額、1040.退職16期期別調定額、1041.退職17期期別調定額、1042.退職18期期別調定額、1043.退職19期期別調定額、1044.退職20期期別調定額、1045.期別特01期調定額、1046.期別特02期調定額、1047.期別特03期調定額、1048.期別特04期調定額、1049.期別特05期調定額、1050.期別特06期調定額、1051.期別特07期調定額、1052.期別特08期調定額、1053.期別特09期調定額、1054.退職特01期期別調定額、1055.退職特02期期別調定額、1056.退職特03期期別調定額、1057.退職特04期期別調定額、1058.退職特05期期別調定額、1059.退職特06期期別調定額、1060.退職特07期期別調定額、1061.退職特08期期別調定額、1062.退職特09期期別調定額、1063.徴収区分資格判定結果、1064.徴収区分2分の1判定結果、1065.徴収区分登録年月日、1066.徴収区分設定理由区分、1067.判定時更正履歴番号、1068.徴収区分備考、1069.特徴開始月、1070.特徴開始期、1071.年金支給額、1072.介護引落額、1073.国保引落額1、1074.国保引落額2、1075.国保引落端数額、1076.医療引落額1、1077.医療引落額2、1078.医療引落端数額、1079.介護引落額1、1080.介護引落額2、1081.介護引落端数額、1082.支援金引落額1、1083.支援金引落額2、1084.支援金引落端数額、1085.医療退職引落額1、1086.医療退職引落額2、1087.医療退職引落端数額、1088.介護退職引落額1、1089.介護退職引落額2、1090.介護退職引落端数額、1091.支援金退職引落額1、1092.支援金退職引落端数額、1093.支援金退職引落端数額、1094.特徴依頼フワグ、1095.特徴依頼年月日、1096.特徴停止フワグ、1097.特徴停止年月日、1098.特徴依頼、1099.特徴依頼結果、1100.年金名称、1101.特別徴収義務者コード、1102.義務者名称、1103.年度切替フワグ、1104.氏名漢字、1105.氏名カナ、1106.年齢、1107.性別名称、1108.退職者フワグ、1109.準資格該当準資格区分、1110.住民区分、1111.存在フワグ、1112.世帯番号、1113.世帯主氏名漢字、1114.県市名漢字、1115.現住所地方番、1116.現住所郵便番号、1117.前住所コード、1118.前住所地方番、1119.前住所郵便番号、1120.発行日、1121.発行フワグ、1122.連番、1123.役場郵便番号、1124.自治体住所、1125.自治体住所番、1126.郡名、1127.市町村名称、1128.当方郵便番号、1129.当方住所、1130.当方電話番号、1131.当方内線番号、1132.当方市町村名称、1133.当方課名、1134.備考255、1135.被扶養者個人番号、1136.申請年月日、1137.訂正年月日、1138.国保被扶養区分、1139.扶養者個人番号、1140.国保被扶養者国保備考欄、1141.国保被扶養者登録区分、1142.起因区分、1143.国保



1144.異動年月日、1145.異動理由、1146.退職有該否、1147.異止理由、1148.決議理由、1149.因休異動事由  
コード名称、1150.届出年月日、1151.賦課更正処理年月日、1152.現年過年区分、1153.決議日、1154.特例開始事由区分、1155.特例開始  
年月日、1156.特例開始届出年月日、1157.特例終了事由区分、1158.特例終了年月日、1159.特例終了届出年月日、1160.介護2号  
適用除外国保備考欄、1161.特例施設区分、1162.最新フラグ、1163.賦課年度、1164.最終期数、1165.収納反映04月期数、1166.医療分  
合計04月期別税額、1167.医療分退職04月期別税額、1168.介護分合計04月期別税額、1169.介護分退職04月期別税額、1170.支援  
金分合計04月期別税額、1171.支援金分退職04月期別税額、1172.収納反映05月期数、1173.医療分合計05月期別税額、1174.医療  
分退職05月期別税額、1175.介護分合計05月期別税額、1176.介護分退職05月期別税額、1177.支援金分合計05月期別税額、1178.  
支援金分退職05月期別税額、1179.収納反映06月期数、1180.医療分合計06月期別税額、1181.医療分退職06月期別税額、1182.介  
護分合計06月期別税額、1183.介護分退職06月期別税額、1184.支援金分合計06月期別税額、1185.支援金分退職06月期別税額、  
1186.収納反映07月期数、1187.医療分合計07月期別税額、1188.医療分退職07月期別税額、1189.介護分合計07月期別税額、1190.  
介護分退職07月期別税額、1191.支援金分合計07月期別税額、1192.支援金分退職07月期別税額、1193.収納反映08月期数、1194.  
医療分合計08月期別税額、1195.医療分退職08月期別税額、1196.介護分合計08月期別税額、1197.介護分退職08月期別税額、  
1198.支援金分合計08月期別税額、1199.支援金分退職08月期別税額、1200.収納反映09月期数、1201.医療分合計09月期別税額、  
1202.医療分退職09月期別税額、1203.介護分合計09月期別税額、1204.介護分退職09月期別税額、1205.支援金分合計09月期別税  
額、1206.支援金分退職09月期別税額、1207.収納反映10月期数、1208.医療分合計10月期別税額、1209.医療分退職10月期別税額、  
1210.介護分合計10月期別税額、1211.介護分退職10月期別税額、1212.支援金分合計10月期別税額、1213.支援金分退職10月期別  
税額、1214.収納反映11月期数、1215.医療分合計11月期別税額、1216.医療分退職11月期別税額、1217.介護分合計11月期別税額、  
1218.介護分退職11月期別税額、1219.支援金分合計11月期別税額、1220.支援金分退職11月期別税額、1221.収納反映12月期数、  
1222.介護分合計12月期別税額、1223.医療分退職12月期別税額、1224.介護分合計12月期別税額、1225.介護分退職12月期別税  
額、1226.支援金分合計12月期別税額、1227.支援金分退職12月期別税額、1228.収納反映01月期数、1229.医療分合計01月期別税  
額、1230.医療分退職01月期別税額、1231.介護分合計01月期別税額、1232.介護分退職01月期別税額、1233.支援金分合計01月期  
別税額、1234.支援金分退職01月期別税額、1235.収納反映02月期数、1236.医療分合計02月期別税額、1237.医療分退職02月期別  
税額、1238.介護分合計02月期別税額、1239.介護分退職02月期別税額、1240.支援金分合計02月期別税額、1241.支援金分退職02  
月期別税額、1242.収納反映03月期数、1243.医療分合計03月期別税額、1244.医療分退職03月期別税額、1245.介護分合計03月期  
別税額、1246.介護分退職03月期別税額、1247.支援金分合計03月期別税額、1248.支援金分退職03月期別税額、1249.履歴番号、  
1250.有効フラグ、1251.登録年月日、1252.減免理由コード、1253.減免理由、1254.前回登録年月日、1255.前回申請年月日、1256.前回  
減免理由コード、1257.前回減免理由、1258.前回医療減免額、1259.前回医療退職減免額、1260.前回支援金減免額、1261.前回支援  
金退職減免額、1262.前回介護減免額、1263.前回介護退職減免額、1264.平等割減免率、1265.平等割減免該当フラグ01、1266.平等  
割減免該当フラグ02、1267.平等割減免該当フラグ03、1268.平等割減免該当フラグ04、1269.平等割減免該当フラグ05、1270.平等割減免該  
当フラグ06、1271.平等割減免該当フラグ07、1272.平等割減免該当フラグ08、1273.平等割減免該当フラグ09、1274.平等割減免該当フラグ  
10、1275.平等割減免該当フラグ11、1276.平等割減免該当フラグ12、1277.平等割減免額医療、1278.平等割減免額支援、1279.平等割減  
免額介護、1280.均等割減免率、1281.均等割減免該当フラグ01、1282.均等割減免該当フラグ02、1283.均等割減免該当フラグ03、1284.均  
等割減免該当フラグ04、1285.均等割減免該当フラグ05、1286.均等割減免該当フラグ06、1287.均等割減免該当フラグ07、1288.均等割減免  
該当フラグ08、1289.均等割減免該当フラグ09、1290.均等割減免該当フラグ10、1291.均等割減免該当フラグ11、1292.均等割減免該当フラグ  
12、1293.均等割減免額医療、1294.均等割減免額支援、1295.均等割減免額介護、1296.所得割減免率、1297.所得割減免該当フラグ  
01、1298.所得割減免該当フラグ02、1299.所得割減免該当フラグ03、1300.所得割減免該当フラグ04、1301.所得割減免該当フラグ05、1302.  
所得割減免該当フラグ06、1303.所得割減免該当フラグ07、1304.所得割減免該当フラグ08、1305.所得割減免該当フラグ09、1306.所得割減  
免該当フラグ10、1307.所得割減免該当フラグ11、1308.所得割減免該当フラグ12、1309.所得割減免額医療、1310.所得割減免額支援、  
1311.所得割減免額介護、1312.資産割減免率、1313.資産割減免該当フラグ01、1314.資産割減免該当フラグ02、1315.資産割減免該当フ  
ラグ03、1316.資産割減免該当フラグ04、1317.資産割減免該当フラグ05、1318.資産割減免該当フラグ06、1319.資産割減免該当フラグ07、  
1320.資産割減免該当フラグ08、1321.資産割減免該当フラグ09、1322.資産割減免該当フラグ10、1323.資産割減免該当フラグ11、1324.資  
産割減免該当フラグ12、1325.資産割減免額医療、1326.資産割減免額支援、1327.資産割減免額介護、1328.府県コード、1329.年金特徴  
市町村コード、1330.通知内容コード、1331.特別徴収制度コード、1332.作成西暦年、1333.作成月、1334.作成日年金特徴、1335.基礎年金  
番号、1336.年金特徴年金コード、1337.共済年金証書記号番号、1338.対象月、1339.コード区分、1340.年金特徴予備1、1341.年金特徴

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### (4) 国民健康保険収滞納ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.収納キー1、39.収納キー2、40.履歴番号、41.初期登録業務日時、42.更新業務日時、43.更新システム日時、44.更新コンピュータ名、45.更新ユーザID、46.有効フラグ、47.決裁状態、48.旧自治体コード、49.賦課年度、50.税目コード、51.対象年度、52.通知書番号、53.期別コード、54.事業年度開始年月日、55.事業年度終了年月日、56.申告区分コード、57.連番、58.期割区分、59.調定年度、60.会計年度、61.前納報奨金、62.車両登録キー、63.車検区分コード、64.減免コード、65.期別調定額、66.期別収納額、67.延滞金調定額、68.延滞金収納額、69.督促料調定額、70.督促料収納額、71.納期限、72.繰上前納期限、73.納期変更フラグ、74.収納年月日、75.領収年月日、76.繰越時調定額、77.繰越時収納額、78.繰越調定額、79.繰越年月日、80.不納欠損額、81.表示用税目コード、82.表示用期月、83.随期フラグ、84.更正回数、85.収納回数、86.還付回数、87.充当回数、88.口振不能回数、89.納通返戻設定カウンタ、90.納通返戻設定年月日、91.督促返戻設定カウンタ、92.督促返戻設定年月日、93.納通発送年月日、94.督促発行年月日、95.更正年月日、96.国税更正年月日、97.更正届出年月日、98.更正請求年月日、99.更正通知年月日、100.過誤納金発生事由コード、101.法定納期限等、102.法定納期限、103.業務固有キー、104.漢字業務固有キー、105.申告年月日、106.調定年月日、107.延長月数、108.重加算対象税額、109.納税計画対象額、110.納税計画状態コード、111.納税計画カウンタ、112.執行停止カウンタ、113.不納欠損カウンタ、114.差押カウンタ、115.参加差押カウンタ、116.交付要求カウンタ、117.繰上徴収カウンタ、118.その他処分カウンタ、119.徴収猶予カウンタ、120.換価猶予カウンタ、121.滞納整理組合カウンタ、122.納税承継カウンタ、123.督促停止カウンタ、124.催告停止カウンタ、125.納通公示カウンタ、126.督促公示カウンタ、127.電話催告停止カウンタ、128.時効中断年月日”

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険資格ファイル、(2)国民健康保険給付ファイル、(3)国民健康保険税賦課ファイル、(4)国民健康保険税収滞納ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;国民健康保険システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住基情報の入手については、既存住民基本台帳システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、被保険者対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。</li> <li>・住民からの申告・申請情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施している。</li> <li>・市町村CSから入手する場合は、特定の権限者以外は操作が行えず、さらに情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されているため、目的外の入手を抑止している。</li> <li>・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図る。</li> </ul> <p>&lt;国民健康保険(税)システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移転を受ける情報は、課税対象者を管理するのに必要な情報のみであり、システム上、課税対象者情報として保有する項目を定めておくことで、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。</li> <li>・課税資料に基づく課税対象者情報については、地方税法等により記載項目・様式が定められており、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCにおける措置</li> <li>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</li> <li>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*2)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</li> </ul> <p>&lt;サービス検索・電子申請機能&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</li> <li>・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul> <p>*1:ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる 個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p> <p>*2:ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ 定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置】

＜国民健康保険システムにおける措置＞

：国民健康保険システムは限られた端末でのみ利用可能とし、2要素認証により利用できる職員及び機能を限定する。

＜国保連合会からの入手＞

・国保総合PCにおける措置

- ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。

＜サービス検索・電子申請機能＞

- ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。
- ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。

【入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置】

＜国民健康保険システムにおける措置＞

：入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保する。

：住民基本台帳システム上の情報に変更が発生した場合は、国民健康保険システムに随時連携するようになっており、また、システム上自動で連携されないものについては変更該当者のリストを出力し、職員が国民健康保険システム上に入力、更新を行う。

：職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。

＜国保連合会からの入手＞

・国保総合PCにおける措置

- ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。
- ・さらに、国保連合会においても当市の国民健康保険市区町村事務処理システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。
- ・国保連合会から配信される被保険者情報については、当市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市および他市の双方に配信され、当市および他市の職員が確認している。
- ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。

＜サービス検索・電子申請機能＞

- ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付と済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
- ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

【入手した特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置】

＜国民健康保険システムにおける措置＞

：庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、サーバ間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。

：届出・請求書等の保管管理を適切に行っている。

＜国保連合会からの入手＞

・国保総合PCにおける措置

- ・当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。
- ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。
- ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、

不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。

- ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。
- ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・国保総合PCと既存の国民健康保険市区町村事務処理システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。
  - ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。
  - ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。
  - ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。
  - ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。
  - ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。

#### <サービス検索・電子申請機能>

- ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;国民健康保険システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険システムへのアクセスにおいては、2要素認証を実施している。</li> <li>・法令等に基づき、業務システム毎に適切なアクセス制御を行い、特定個人情報へのアクセスを制限している。</li> <li>・特定個人情報へのアクセス記録は、追跡可能な形式で管理しており、目的外利用の抑止を図る。</li> <li>・国民健康保険システムには、国民健康保険事務に関係のない情報を保有しない。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> </ul> <p>*:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>&lt;国民健康保険システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険システムへのアクセスにおいて、2要素認証を実施している。</li> <li>・法令等に基づき、業務システムごとに適切なアクセス制御を行い、特定個人情報へのアクセスを制限している。</li> <li>・アクセス権限は定期的に見直しを行い、権限のないものが特定個人情報にアクセスできないようにしている。</li> <li>・ユーザID/パスワード、ICカード及び生体認証情報の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時に速やかに実施している。</li> <li>・パスワードには、有効期限の設定、同一又は類似パスワード再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> </ul>
その他の措置の内容	<p>&lt;国民健康保険システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDについては、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。</li> <li>・国民健康保険システムの操作ログ(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)をユーザID単位で取得し、追跡可能な形式で管理している。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>・当該記録については、一定期間保存することとしている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### ・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置

#### <国民健康保険システムにおける措置>

- ：全職員が、年に1回、個人情報保護に関する自己点検を行い、事務外での利用をしないよう周知している。
- ：全職員が定期的に情報セキュリティ研修(eラーニング)を受講している。
- ：各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。

### ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

#### <国民健康保険システムにおける措置>

- ：外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。
- ：特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、原則禁止しているが、特に必要な場合は、特定の端末、特定の記録媒体に制限して出力している。
- ：特定個人情報を記録した紙媒体、外部記録媒体は適切に管理する。
- ：保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄する。
- ：機器を廃棄若しくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。
- ：特定個人情報を取り扱う作業を行う場合は、インターネットへの接続、電子メールの使用、外部記録媒体への出力が不可能な端末によって行う。

#### <国保総合PCにおける措置>

- ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(\*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。
- ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。

\* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。

### ・国保総合PCと既存の国民健康保険市区町村事務処理システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。

- ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。
- ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。
- ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。
- ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。
- ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	<p>・外部委託する場合には、委託先との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守</li> <li>・委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定</li> <li>・提供されるサービスレベルの保証</li> <li>・従業員に対する教育の実施</li> <li>・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止</li> <li>・業務上知り得た情報の守秘義務</li> <li>・再委託に関する制限事項の遵守</li> <li>・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等</li> <li>・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務</li> <li>・市による監査、検査(実地監査を含む)</li> <li>・契約に違反した場合の損害賠償請求等</li> <li>・情報漏えい等の防止のための適正管理義務</li> <li>・提供された情報の複写等の禁止</li> </ul> <p>・秘密保持義務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄</li> <li>・従業員に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を定めるとともに、委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</li> </ul>		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	



	<p>再委託の際は、再委託に関する承認申請書又はこれに準ずる書面を提出させるとともに、再委託を適当と市が認めた場合に許諾している。</p> <p>&lt;委託先(国保連合会)の再委託&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> </li> <li>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ（OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc）をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>
<p>具体的な方法</p>	
<p>その他の措置の内容</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

**特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置**

- ・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
  - <国民健康保険システムにおける措置>
    - ：委託先から他者への特定個人情報の提供は認めないことを契約書に明記する。
    - ：委託先が守るべき内容の遵守及びその機密事項を仕様書に明記している。
    - ：特定個人情報をデータで提供する場合、必要に応じ暗号化又はパスワードの設定を行っている。
    - ：必要に応じて、当市職員が現地調査を実施する。
  - <国保連合会及び国保総合(国保情報集約)システムにおける措置>
    - ・国保総合(国保情報集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保情報集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
    - ・国保総合(国保情報集約)システムでは、コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
    - ・国保総合(国保情報集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
    - ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
    - ・国保総合(国保情報集約)システムの設置場所への入退室管理、施錠管理等を行う。
    - ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
    - ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用や接続の制限等の必要な措置を講ずる。
    - ・電子記録媒体は、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。
- ・委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスク
  - ：委託契約書に個人情報の適正管理義務、業務完了後の返還等を明記している。
  - ：委託先から任意の様式により消去結果に係る書面を提出してもらっている。
  - ：必要に応じて市は現地調査・確認を行えることとしている。
- <取りまとめ機関における措置>
  - ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

**5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない**

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みとなっている。</li> <li>・文書照会等により書類で情報提供する場合は、提供の際に記録を残している。</li> <li>・庁内連携機能を介した庁内連携については、予め定められた仕様での移転に限定している。</li> <li>・データの移転先から「データ利用承認申請書」の提出を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの移転を許可することを規程として定めている。</li> </ul>		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末から電子媒体への出力は特定の端末に限定しており、出力時の操作ログを取得している。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

**特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置**

- ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置
  - ：特定個人情報の提供・移転は、複数回の確認をした上でやっている。
  - ：庁内のデータ連携については、予め定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。
- ・誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク
  - ：情報の移転先であるデータの格納先については、特定の権限者以外はアクセスできないこととし、不正に収集されることを防止している。

※特定個人情報が不正に提供または更新された場合は、訂正後、提供先・移転先に通知し、誤った情報に基づく事故の執行を

付添個人情報が不正複製は取柄でないことが判明した場合、訂正後、提供元・受取元に通知し、誤った情報に基づく争務の発生を防止する。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;国民健康保険システムのソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーの仕様に基づくため、当該事務で必要となる情報以外の入手は行えないよう国民健康保険システムで担保している。</li> <li>・中間サーバーへの情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握可能である。</li> </ul> <p>&lt;国民健康保険システムの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会・入手は、複数の職員で担当し、確認を行う。また、当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにアクセス権限を設定している。</li> <li>・操作ログは国民健康保険システムで記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正検知の目的で、操作ログを適宜確認する。</li> <li>・中間サーバー側において、操作ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</li> </ul>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;国民健康保険システムのソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう国民健康保険システムで担保している。</li> </ul> <p>&lt;国民健康保険システムの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険システムで記録している操作ログは、不正な提供が行われていないことを必要に応じて確認する。</li> <li>・情報提供は、複数の職員で担当し、確認を行う。また、当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにアクセス権限を設定している。</li> <li>・操作ログは国民健康保険システムで記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正検知の目的で、操作ログを適宜、確認する。</li> <li>・中間サーバー側において、操作ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</li> </ul>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
--------------------	------------------	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>
--	--

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<p>・物理的対策 &lt;佐倉市における措置&gt; :特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、生体認証による入退室管理を行っている。 :特定個人情報を扱う職員が長時間離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネット等に適切に保管している。 :特定個人情報を取り扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止措置を講ずる。 :特定個人情報を扱う職員が長時間離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用している。 :特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 :特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 :特定個人情報を保管するサーバは情報の毀損等への対策を図るため定期保守を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; :中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>・技術的対策 &lt;佐倉市における措置&gt; :ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 :OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を自動適用している。 :ウイルスメール/スパムメール対策システムを導入している。 :ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。 :侵入検知システム (IDS) を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じている。 :必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと論理的に分離する措置を講じている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; :中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 :中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 :導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムの保管・消去&gt; ・国保総合PCにおける措置 ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したものをのみ使用可能。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理室が使用許可したもののみを使用可能とする。</li> <li>・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。</li> <li>・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</li> <li>・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</li> <li>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」(以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</li> <li>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</li> <li>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離れた閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> </ol> <p>&lt;サービス検索・電子申請機能における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</li> </ul> <p>◆その他の対策</p> <p>&lt;佐倉市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を保管した外部記録媒体の運用ルールを定め、遵守している。</li> <li>・保守作業を実施する際には、作業者に対し、秘密保持誓約書の提出を義務付けている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク</li> </ul> <p>&lt;国民健康保険システムにおける措置&gt;</p> <p>：基本的に届出・申請等に基づき、更新を実施しているが、情報に誤りがある場合は、職権により修正を行っている。</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムの保管・消去&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCにおける措置</li> <li>・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。</li> <li>国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置</li> </ul> <p>&lt;国民健康保険システムにおける措置&gt;</p> <p>：保存期間の過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報について、焼却施設への直接搬入等により確実な廃棄を行う。</p>	

<国保総合(国保集約)システムの保管・消去>

・国保総合PCにおける措置

・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。

国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。

<取りまとめ機関における措置>

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

<ガバメントクラウドにおける措置>

データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。



## 8. 監査

実施の有無

自己点検

内部監査

外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p style="text-align: center;">[ 十分に行っている ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>&lt;佐倉市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施している。</li> <li>・全職員を対象にe-ラーニングによるセキュリティ教育を実施している。</li> <li>・年に1回、所属部署の情報セキュリティ担当者に対し、教育を実施している。</li> <li>・集合教育は必要に応じて実施している。</li> <li>・四半期毎にイントラネットを通じ個人情報保護に関する周知・啓発を行っている。</li> </ul> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修</li> <li>・教育頻度:年間1回程度</li> <li>・教育方法:集合教育</li> <li>・教育対象:職員および嘱託員</li> <li>・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> </ul> <p>&lt;サイバーセキュリティに関する教育・啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの</li> <li>・教育頻度:おおむね一年ごと</li> <li>・教育方法:未定</li> <li>・教育対象:特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者</li> <li>・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> <li>・「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政(平成27年政令第427号)」によるもの。</li> <li>・委託先に対しては、全従業者の秘密保持誓約書の提出を義務付けている。</li> <li>・委託先の主な従事場所について、市職員が必要に応じてセキュリティ監査を行っている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</li> </ul>
10. その他のリスク対策	

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<取りまとめ機関における措置>

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

<ガバメントクラウドにおける措置>

・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	佐倉市 総務部 行政管理課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6288
②請求方法	個人情報の保護に関する法律、佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、指定様式による書面の提出により開示請求を受け付けます。 保有個人情報開示請求書に必要事項を記入の上、行政管理課に提出してください。 本人であることを証明するための書類(運転免許証、パスポート等)の提出又は提示が必要です。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	佐倉市 市民部健康保険課、財政部 債権管理課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 健康保険課 043-484-6604 債権管理課 043-484-6116
②対応方法	問合せ等については、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残すとともに回答します。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年2月15日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	

③結果

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月1日	I 5②法令上の根拠	第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106、120の項)	第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106、119の項)	事後	法令改正による整理であり、重要な変更にあたらない
平成30年3月1日	I 5②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第1号第2号イ、第2条第3号第4号イ第6号イ第9号イ第10号イ第16号イ、第3条第3号第4号イ第6号イ第7号第8号イ第9号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第1号第4号第5号第6号第7号第8号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第25条第3号イ第4号第5号第7号口第8号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第4号第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1号第3号第4号第5号第6号第7号第二項、第49条第2号ハ、第59条の3第3号イ	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第5号第6号イ第9号イ第10号第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第1号第3号第5号第6号第7号第8号第9号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第20条第9号イ、第22条の2第2号イ第3号第4号第8号第9号、第24条の2第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第3号イ第4号第5号第7号口第8号イ、第31条の2第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第一項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第二項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第59条の3第3号イ	事後	法令改正による整理であり、重要な変更にあたらない
平成30年3月1日	I 1②事務の内容	・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。	・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、自己負担割合を再判定し、高齢者受給証を発行する。	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
平成30年3月1日	I 2②システムの機能	7. 被保険者証の一括更新 :滞納管理機能で管理された情報から被保険者証・短期被保険者証・資格証明書を自動で	削除	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
平成30年3月1日	II 国民健康保険資格ファイル 4. 委託の有無	( 4 ) 件	( 3 ) 件	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にはあたらない
平成30年3月1日	II 国民健康保険資格ファイル 4. 委託事項1 委託先名	小林クリエイト株式会社	削除	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
平成30年3月1日	II 国民健康保険資格ファイル 4. 委託事項1 委託先名	株式会社アール・オー・エスデザイン	株式会社エイジェック	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
平成30年3月1日	II 国民健康保険税賦課ファイル 4. 委託の有無	( 2 ) 件	( 1 ) 件	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にはあたらない
平成30年3月1日	II 国民健康保険税賦課ファイル 4. 委託事項1 委託先名	光ビジネスフォーム株式会社	削除	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
平成30年3月1日	II 国民健康保険給付ファイル 4. 委託事項1 委託先名	株式会社アール・オー・エスデザイン	株式会社エイジェック	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
平成30年11月29日	v 評価実施手続	平成29年6月8日	平成30年11月29日	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
平成31年3月29日	I 5②所属長	健康保険課 宮本 和宏 収税課 木原 一彦	健康保険課長 収税課長	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
平成31年3月29日	I 4②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項	(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
平成31年3月29日	I 4②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第5号第6号イ第9号イ第10号第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第1号第3号第5号第6号第7号第8号第9号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第20条第9号イ、第22条の2第2号イ第3号第4号第8号第9号、第24条の2第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第3号イ第4号第5号第7号口第8号イ、第31条の2第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第一項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第二項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第59条の3第3号イ	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第5号第6号イ第9号イ第10号第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第1号第3号第5号第6号第7号第8号第9号、第8条、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第20条第9号イ、第22条の2第2号イ第3号第4号第8号第9号、第24条の2第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第3号イ第4号第5号第7号口第8号イ、第31条の2第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第一項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第二項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第59条の3第3号イ	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和2年1月28日	I 1②事務の内容		国保総合(国保集約)システム及び医療保険者等向け中間サーバー等における「オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務」に関して 追記	事後	
令和2年1月28日	I 2 システム7 ①システムの名称	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	国保総合システムおよび国保情報集約システム	事後	
令和2年1月28日	I 2 システム7 ②システムの機能		3. 追記	事後	

令和2年1月28日	I 2 システム8		新規追加	事後	
令和2年1月28日	I 5 法令上の根拠		<オンライン資格確認の準備業務> 追記	事後	
令和2年1月28日	I 6 ②法令上の根拠		<オンライン資格確認の準備業務> 追記	事後	
令和2年1月28日	II (1)国民健康保険資格ファイル 4 委託の有無	3件	5件	事後	
令和2年1月28日	II (1)国民健康保険資格ファイル 4 委託事項1 ①委託内容		・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。 追記	事後	
令和2年1月28日	II (1)国民健康保険資格ファイル 4 委託事項4		新規追加	事後	
令和2年1月28日	II (1)国民健康保険資格ファイル 4 委託事項5		新規追加	事後	
令和2年1月28日	III 4 再委託による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの担保 具体的な方法		<委託先(国保連合会)の再委託> 追記	事後	
令和2年1月28日	III 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<取りまとめ機関における措置> 追記	事後	
令和2年1月28日	III 7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<取りまとめ機関における措置> 追記	事後	
令和2年1月28日	III 10		<取りまとめ機関における措置> 追記	事後	
令和2年2月13日	(別添1)ファイル記録項目(1)	(別添1)ファイル記録項目	(別添1)ファイル記録項目をページの都合により(1)として分割 最新の情報に更新	事後	
令和2年2月13日	(別添1)ファイル記録項目(2)	(別添1)ファイル記録項目	(別添1)ファイル記録項目をページの都合により(2)として分割 最新の情報に更新	事後	
令和2年2月13日	(別添1)ファイル記録項目(3)	(別添1)ファイル記録項目	(別添1)ファイル記録項目をページの都合により(3)として分割 最新の情報に更新	事後	
令和2年2月13日	(別添1)ファイル記録項目(4)	(別添1)ファイル記録項目	(別添1)ファイル記録項目をページの都合により(4)として分割 最新の情報に更新	事後	
令和2年2月20日	V評価実施手続	平成30年11月19日	令和元年11月20日	事後	
令和2年3月2日	II 住民税基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	④再委託しない	④再委託する ⑤あらかじめ市に対して再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で業務の着手前に、書面で提出させ、市が適当と認めた場合に許諾している	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要(4)	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供○	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供なし	事後	
	別紙1 提供先一覧	(4)国民健康保険税収滞納ファイル 1～5	削除	事後	
	別紙2 移転先一覧	移転先 市民税課、収税課	移転先 市民税課	事後	
	別紙3 移転先一覧	移転先 資産税課、収税課	移転先 資産税課	事後	
	IIIリスク対策	・年に1回、所属部署のOA担当者に対し、教育を実施している	・年に1回、所属部署の情報セキュリティ担当者に対し、教育を実施している。	事後	
	別紙2 移転先一覧(2)	(4)国民健康保険税収滞納ファイル1、5	削除	事後	

令和2年3月18日	Ⅲ リスク対策	:保存期間が過ぎて不要となった特定個人情報、システムで判別し、消去処理を行う。 :保存期間の過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報についても、焼却処理施設への直接搬入等により確実な廃棄を行う。	:保存期間の過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報について、焼却処理施設への直接搬入等により確実な廃棄を行う。	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	I 5②所属長	健康保険課長 収税課長	健康保険課長 債権管理課長	事後	
令和3年1月28日	I 5②(別表第二における情報提供の根拠)	(1、2、3…80、87、93の項)	(1、2、3…80、87、93、120の項)	事後	
令和3年1月28日	I 5②(別表第二における情報提供の根拠)	(17、22、88、97、106、119の項)	(17、22、88、97、106の項)	事後	
令和3年1月28日	I 5②(別表第二省令における情報提供の根拠)	…第22条の2第2号イ第3号第4号第8号第9号、	…第22条の2第2号第3号イ第4号第8号、	事後	
令和3年1月28日	v 評価実施手続 1①基礎項目実施年月日	令和1年11月20日	令和3年1月28日	事後	
令和3年1月28日	別紙2(3国民健康保険税賦課ファイル)	高齢者福祉課	介護保険課	事後	
令和3年3月4日	(別添1)ファイル記録項目(1)	追加	海外転入区分 基礎控除額 基礎控除判定用合計所得金額 所得金額調整控除額 23歳未満扶養親族有無 給与所得者等該当非該当フラグ 予備金額6 予備金額7 予備金額8 予備金額9 予備金額10 予備金額11 予備金額12 予備金額13 予備金額14 予備金額15 予備項目3 予備項目4 予備項目5 予備項目6 予備項目7 予備項目8 予備項目9 予備項目10 賦課期日調整対象数0 賦課期日調整対象数1 賦課期日調整対象数2 賦課期日調整対象数3 賦課期日調整対象数4 賦課期日調整対象数5 賦課期日調整対象数6 賦課期日調整対象数7 賦課期日調整対象数8 賦課期日調整対象数9 賦課期日調整対象数10 賦課期日調整対象数11 賦課期日調整対象数12	事後	
令和3年3月4日	(別添1)ファイル記録項目(2)	追加	交付世帯主氏名カナ 交付世帯主氏名漢字 氏名カナ変更フラグ 氏名漢字変更フラグ 世帯主氏名カナ変更フラグ 世帯主氏名漢字変更フラグ 旧宛名番号12 枝番 被保険者証記号券面 被保険者証番号券面 氏名漢字券面 氏名カナ券面 氏名漢字その他 氏名カナその他 文字数未登録外字有無フラグ9 文字数未登録外字有無フラグ10 文字数未登録外字有無フラグ11 文字数未登録外字有無フラグ12 性別裏面フラグ 自己情報提供不可フラグ 世帯主宛名番号12	事後	
令和3年3月4日	(別添1)ファイル記録項目(2)	地区統計用コード	地区別統計用コード	事後	
令和4年1月14日	別紙1 提供先一覧 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法令改正による整理であり、重要な変更にあたらない
令和4年1月14日	別紙2 一覧	1 国民健康保険資格ファイル 2 国民健康保険給付ファイル 番号6 児童青少年課 番号7 児童青少年課	1 国民健康保険資格ファイル 2 国民健康保険給付ファイル 番号6 こども家庭課 番号7 こども家庭課	事後	組織の名称変更のため、重要な変更にあたらない
令和4年1月14日	I 基本情報 4、個人番号の利用 法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表	削除	事後	法令改正による整理であり、重要な変更にあたらない
令和4年1月14日	I 基本情報 5、情報提供ネットワークシステムによる連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法令改正による整理であり、重要な変更にあたらない



令和4年1月14日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシ	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号	削除	事後	法令改正による整理であり、重要な変更にあたらない
令和4年1月14日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシ	(別表第二省令における情報照会の根拠) :第20条第8号、第25条、第25条の2、第26	削除	事後	法令改正による整理であり、重要な変更にあたらない
令和4年1月14日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)~(3)	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者等(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者等(別紙1参照)	事後	法令改正による整理であり、重要な変更にあたらない
令和4年2月1日	II (1). 4. 委託事項2①	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業、ガバメントクラウド先行事業にかかる検証業務	事前	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和4年2月1日	II (1). 6. 保管場所	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> 追加	事前	重要な変更
令和4年2月1日	II (2). 4. 委託事項2①	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業、ガバメントクラウド先行事業にかかる検証業務	事前	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和4年2月1日	II (2). 6. 保管場所	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> 追加	事前	重要な変更
令和4年2月1日	II (3). 4. 委託事項1①	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業、ガバメントクラウド先行事業にかかる検証業務	事前	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和4年2月1日	II (3). 6. 保管場所	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> 追加	事前	重要な変更
令和4年2月1日	II (4). 4. 委託事項1①	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業、ガバメントクラウド先行事業にかかる検証業務	事前	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和4年2月1日	II (4). 6. 保管場所	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> 追加	事前	重要な変更
令和4年2月1日	III. 7. その他の措置の内容	追加	◆物理的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> 追加 ◆技術的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> 追加	事前	重要な変更
令和4年2月1日	III. 7. 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 <ガバメントクラウドにおける措置> 追加	事前	重要な変更
令和4年2月1日	III. 10. その他のリスク対策	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> 追加	事前	重要な変更
令和5年2月6日	II (2). 3. ① 行政機関・独立行政法人等	医療保険者	医療保険者、デジタル庁	事後	重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表
令和5年2月6日	II (4). 4. ① 行政機関・独立行政法人等	給与等第三債務者としての行政機関等	給与等第三債務者としての行政機関等、デジタル庁	事後	重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表
令和5年2月6日	III 4. リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	・市による監査、検査	追記 ・市による監査、検査(実地監査を含む)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和5年2月6日	(別添1)ファイル記録項目 (1)国民健康保険資格ファイル	以下の項目を削除する。 169.生年月日、334.開始年月日	・以下の項目を追加 80.区コード	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和5年2月6日	(別添1)ファイル記録項目 (2)国民健康保険給付ファイル	以下の項目を削除する。 709.通知書番号、720.納付済額、726.納期限、727.領収日、728.収納日、730.通知書発行年月日	・以下の項目を追加 238.診療区、280.再計算フラグ、285.長期調整区分、286.長期調整償還額、286.長期調整償還額、287.長期調整福祉振替額、511.受付区コード、700.通知書番号、704.通知書発行年月日、705.納付済額、768.区コード	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和5年2月6日	(別添1)ファイル記録項目 (3)国民健康保険税賦課ファイル	以下の項目を削除する。 53.生年月日(削除)	・以下の項目を追加 574区コード、575区コード01、576区コード02、577区コード03、578区コード04、579区コード05、580区コード06、581区コード07、582区コード08、583区コード09、584区コード10、585区コード11、586区コード12、587区コード13、588区コード14、589区コード15、590区コード21、591区コード22、592区コード23、593区コード24、594区コード25、595区コード26、596子ども軽減均等割人数、597子ども軽減均等割額、598退職子ども軽減均等割人数、599退職子ども軽減均等割額	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和5年2月6日	V 評価実施手続 1①実施日	令和3年1月28日	令和4年2月15日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和5年2月6日	II (2)及び(3)、3、①評価実施機関内の他部署	高齢者福祉課	介護保険課	事後	部署の名称変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和5年12月27日	I 1. ② 事務の内容	(事務の内容)に追加	・産前産後期間に届出書により、保険税の軽減を行う。	事前	新制度をマイナポータルにて受付開始
令和5年12月27日	I 2. システム1	③ 他のシステムとの接続: [ ○ ]その他 (同一統合パッケージシステム、健康管理システム)	③ 他のシステムとの接続: [ ○ ]その他 (同一統合パッケージシステム、健康管理システム、サービス検索・電子申請機能)	事前	同上

令和5年12月27日	I 2. システム9	(システム9 ①、②、③)に追加	①システムの名称: サービス検索・電子申請機能 ② システムの機能: ・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 ③ 他のシステムとの接続: [ <input type="checkbox"/> ] その他(国民健康保険(資格)システム)	事前	同上
令和5年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 3 ②入手方法	[ <input type="checkbox"/> ] その他(同一統合パッケージシステム)	[ <input type="checkbox"/> ] その他(同一統合パッケージシステム、サービス検索・電子申請機能)	事前	同上
令和5年12月27日	III 2 リスク:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	追加	<サービス検索・電子申請機能> ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	同上
令和5年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 3 ⑤使用方法	追加	・産前産後期間に係る保険税軽減の届出の確認に使用する。	事前	同上
令和5年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 3 ⑤情報の突合	・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)、高齢受給者証の交付、、、住民税の課税状況を突合する。 ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため、雇用・労働関係情報を突合する。	・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)、産前産後期間に係る保険税軽減の届出、高齢受給者証の交付、、、住民税の課税状況を突合する。 ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため、雇用・労働関係情報を突合する。	事前	同上
令和5年12月27日	III 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置の欄に追加	<サービス検索・電子申請機能> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが発信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事前	同上
令和5年12月27日	III 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置の欄に追加	<サービス検索・電子申請機能> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	同上
令和5年12月27日	III 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・入手した特定個人情報漏えい・紛失するリスクに対する措置の欄に追加	<サービス検索・電子申請機能> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	同上
令和5年12月27日	III 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	・技術的対策の欄に追加	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	同上

令和6年2月13日	IV 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求 ②請求方法	【R5.3.31まで】 佐倉市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示請求を受け付けます。 自己情報開示請求書に必要事項を記入の上、市役所1号館2階の市政資料室に提出していただきます。 本人であることを証明するための書類(運転免許証、パスポート等)の提出又は提示が必要です。郵送による請求は、認めておりません。 【R5.4.1以降】 個人情報の保護に関する法律、佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、指定様式による書面の提出により開示請求を受け付けます。 保有個人情報開示請求書に必要事項を記入の上、市役所1号館2階の市政資料室に提出してください。 本人であることを証明するための書類(運転免許証、パスポート等)の提出又は提示が必要です。	個人情報の保護に関する法律、佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、指定様式による書面の提出により開示請求を受け付けます。 保有個人情報開示請求書に必要事項を記入の上、行政管理課に提出してください。 本人であることを証明するための書類(運転免許証、パスポート等)の提出又は提示が必要です。	事後	重要な変更にとらならない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月13日	III リスク対策 8.監査	自己点検○	内部監査○	事後	重要な変更にとらならない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月13日	II (1). 4. 委託事項2①	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業、ガバメントクラウド先行事業にかかる検証業務	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	事前	令和6年3月末のガバメントクラウド先行事業の完了に伴うもの
令和6年2月13日	II (2). 4. 委託事項2①	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業、ガバメントクラウド先行事業にかかる検証業務	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	事前	令和6年3月末のガバメントクラウド先行事業の完了に伴うもの
令和6年2月13日	II (3). 4. 委託事項1①	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業、ガバメントクラウド先行事業にかかる検証業務	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	事前	令和6年3月末のガバメントクラウド先行事業の完了に伴うもの
令和6年2月13日	II (4). 4. 委託事項1①	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業、ガバメントクラウド先行事業にかかる検証業務	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	事前	令和6年3月末のガバメントクラウド先行事業の完了に伴うもの
令和6年2月13日	III. 7. その他の措置の内容	◆技術的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。	◆技術的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」(以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。	事後	利用基準に沿うように文言を見直すもので、重要な変更にあたらない。
令和6年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	(クラウドに関する記載なし)	委託事項6を追加	事後	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表
令和6年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	(クラウドに関する記載なし)	委託事項4を追加	事後	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表

<p>令和6年2月13日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの 確保(具体的な方法)</p>	<p>(クラウドに関する記載なし)</p>	<p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行 作業時に関する措置&gt;を追記 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入 に関する作業には、委託先の責任者が特定 個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効 するが、当該IDの権限及び数は必要最小限と し、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう システムの制御することを委託先に遵守させ ることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が 迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効さ せることを委託先に遵守させることとしている 移行作業に用いる電子記録媒体に格納した ファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作 業終了後は、不正使用がないことを確認した上 で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録するこ とを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しな いよう、委託先に対して周知徹底を行うととも に、作業時にチェックリストなどを用いて不必要 な複製がされていないか記録を残すことを委託 先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作 業は二人で行う相互牽制の体制で実施するこ とを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェッ クし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われて いないか監視することを委託先に遵守させるこ ととしている。</p>	<p>事後</p>	<p>(理由)オンプレ環境からクラウド 環境への特定個人情報の 移行の際のリスク対策が必要 となることから記載した。</p>

別紙1 提供先一覧

1. 国民健康保険資格ファイル

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供される情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二の1の項	健康保険法第五十二条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
2	全国健康保険協会	番号法第19条第8号別表第二の2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
3	健康保険組合	番号法第19条第8号別表第二の3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
4	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二の4の項	船員保険法第四十二条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
5	全国健康保険協会	番号法第19条第8号別表第二の4の項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
6	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第二の26の項	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
7	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の27の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
8	社会福祉協議会	番号法第19条第8号別表第二の30の項	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
9	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号別表第二の33の項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
10	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号別表第二の39の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
11	市町村長、国民健康保険組合	番号法第19条第8号別表第二の42の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
12	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号別表第二の58の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
13	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の62の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
14	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号別表第二の80の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
15	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第二の87の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
16	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の93の項	介護保険法による保険給付の支給に関する事務	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
17	厚生労働大臣、共済組合等	番号法第19条第8号別表第二の46の項	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務	国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第130条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
18	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の17の項	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
19	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二の22の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
20	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二の88の項	原子彈弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務	原子彈弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
21	都道府県知事、保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号別表第二の97の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
22	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号別表第二の106の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
23	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二の120の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度



別紙2 移転先一覧

1. 国民健康保険資格ファイル

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	高齢者福祉課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項 別表2の10の項	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の41の項)	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	庁内ネットワーク	月次
2	介護保険課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項 別表2の17の項	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の68の項)	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	介護保険システム	月次
3	社会福祉課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項 別表2の5.23の項	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の15の項)	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	同一統合パッケージシステム	随時
4	市民課	住民基本台帳法第7条第10号	住民票への記載	国保資格情報	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	同一統合パッケージシステム	随時
5	障害福祉課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項 別表2の20の項	佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(平成27年佐倉市条例第32号)による医療費の助成に関する事務	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	同一統合パッケージシステム	随時
6	こども家庭課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項 別表2の21の項	子どもの医療に要する費用の助成に関する事務	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	同一統合パッケージシステム	随時

7	こども家庭課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第3条第2項 別表2の22の項	ひとり親家庭等の医療に要する費用の助成に関する事務	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	同一統合パッケージシステム	随時
---	--------	--	---------------------------	---	-------------------	---	---------------	----

## 2. 国民健康保険給付ファイル

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	高齢者福祉課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第3条第2項 別表2の10の項	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の41の項)	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	庁内ネットワーク	随時
2	介護保険課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第3条第2項 別表2の17の項	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の68の項)	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	介護保険システム	随時
3	社会福祉課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第3条第2項 別表2の5、23の項	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の15の項)	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	同一統合パッケージシステム	随時
4	こども家庭課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第3条第2項 別表2の21の項	子どもの医療に要する費用の助成に関する事務	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	同一統合パッケージシステム	随時
5	こども家庭課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第3条第2項 別表2の22の項	ひとり親家庭等の医療に要する費用の助成に関する事務	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	同一統合パッケージシステム	随時



### 3. 国民健康保険税賦課ファイル

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	介護保険課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第3条第2項 別表2の17の項	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の68の項)	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	介護保険システム	月次
2	社会福祉課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第3条第2項 別表2の5の項	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の15の項)	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	同一統合パッケージシステム	随時
3	市民税課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第3条第2項 別表2の6の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による個人住民税の賦課徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)	国民健康保険税情報	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	同一統合パッケージシステム	随時

### 4. 国民健康保険税収滞納ファイル

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	市民税課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第3条第2項 別表2の6の項	個人住民税の賦課徴収に関する事務、個人住民税の還付・充当業務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)	国民健康保険税の収滞納情報	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	紙、同一統合パッケージシステム	随時
2	市民税課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第3条第2項 別表2の6の項	軽自動車税の還付・充当業務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)	国民健康保険税の収滞納情報	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて佐倉市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯員も含む	紙、同一統合パッケージシステム	随時

